

昭和四十九年法律第百十六号

雇用保険法

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 適用事業等(第五条―第九条)
- 第三章 失業等給付
 - 第一節 通則(第十条―第十二条)
 - 第二節 一般被保険者の求職者給付
 - 第一款 基本手当(第十三条―第三十五条)
 - 第二款 技能習得手当及び寄宿手当(第三十六―三十七条)
 - 第三款 傷病手当(第三十七条)
- 第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付(第三十七―三十九条)
- 第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付(第三十九―四十一条)
- 第四節 日雇労働被保険者の求職者給付(第四十二―四十六条)
- 第五節 就職促進給付(第四十六―四十九条)
- 第五節の二 教育訓練給付(第五十条―五十二条)
- 第六節 雇用継続給付(第六十一条―第六十六条)
- 第一款 高年齢雇用継続給付(第六十一条―第六十二条)
- 第二款 介護休業給付(第六十一条の四―第六十一条の五)
- 第三款の二 育児休業等給付
 - 第一節 通則(第六十一条の六)
 - 第二節 育児休業給付(第六十一条の七―第六十一条の九)
 - 第三節 出生後休業支援給付(第六十一条の十―第六十一条の十一)
 - 第四節 育児時短就業給付(第六十一条の十二―第六十一条の十三)
- 第四章 雇用安定事業等(第六十二条―第六十五条)
- 第五章 費用の負担(第六十六条―第六十八条)
- 第六章 不服申立て及び訴訟(第六十九条―第七十一条)
- 第七章 雑則(第七十二条―第七十二条)
- 第八章 罰則(第八十三条―第八十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合並びに労働者が子を養育するための休業及び所定労働時間を短縮することによる就業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(管掌)

第二条 雇用保険は、政府が管掌する。

第三条 雇用保険の事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

(雇用保険事業)

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

第五条 この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう。

第六条 この法律において「賃金」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称のいかんを問わず、労働の対価として事業主が労働者に支払うもの(通貨以外のもの)を支払われるものであつて、厚生労働省令で定める範囲外のものを除く。

第七条 賃金のうち通貨以外のもの支払われるものの評価に必要事項は、厚生労働省令で定める。

第二章 適用事業等

第八条 この法律においては、労働者が雇用される事業を適用事業とする。

第九条 適用事業についての保険関係の成立及び消滅については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。)の定めるところによる。

(適用除外)

第十条 次に掲げる者については、この法律は、適用しない。

- 一 一週間の所定労働時間が二十時間未満である者(第三十七条の五第一項の規定による申出をして高年齢被保険者となる者及びこの法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。)
- 二 同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用されることが見込まれない者(前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及びこの法律を適用することとした場合において第四十二条に規定する日雇労働者であつて第四十三条第一項各号のいずれかに該当するものに該当することとなる者を除く。)
- 三 季節的に雇用される者であつて、第三十八条第一項各号のいずれかに該当するもの
- 四 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条、第二百二十四条又は第二百三十四号第一項の学校の学生又は生徒であつて、前三号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 五 船員法(昭和二十二年法律第百号)第一条に規定する船員(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第九十二条第一項の規定により船員法第二項に規定する予備船員とみなされる者)とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の規定により船員法第二項第二項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。であつて、漁船(政令で定めるものに限る。)に乗り組むため雇用される者(一年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。)
- 六 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給付の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えたと認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

(被保険者に関する届出)

第十一条 事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該労働者を雇用する下請負人。以下同じ。)は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者に関し、当該事業主の行う適用事業(同条第一項又は第二項の規定により数次の請負によつて行われる事業が一の事業とみなされる場合)にあっては、当該事業に係る労働者のうち元請負人が雇用する労働者以外の労働者については、当該請負に係るそれぞれの事業(以下同じ。)に係る被保険者となつたこと、当該事業主の行う適用事業に係る被保険者でなくなつたことその他厚生労働省令で定める事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として前段の届出に関する事務を処理する同条第三項に規定する労働保険事務組合(以下「労働保険事務組合」という。)についても、同様とする。

(確認の請求)

第十二条 被保険者又は被保険者であつた者は、いつでも、次条の規定による確認を請求することができる。

第十三条 厚生労働大臣は、第七条の規定による届出若しくは前条の規定による請求により、又は職権で、労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことの確認を行うものとする。

第十四条 前項の確認については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

第三章 失業等給付

第一節 通則

第十五条 失業等給付は、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付及び雇用継続給付とする。

第十六条 求職者給付は、次のとおりとする。

- 一 基本手当
- 二 技能習得手当
- 三 寄宿手当
- 四 傷病手当

第十七条 前項の規定にかかわらず、第三十七条の二第一項に規定する高年齢被保険者に係る求職者給

付は、高年齢求職者給付金とし、第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者に係る求職者給付は、特例一時金とし、第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に係る求職者給付は、日雇労働求職者給付金とする。

4 就職促進給付は、次のとおりとする。
一 就業促進手当
二 移転費

5 求職活動支援費
三 教育訓練給付金は、次のとおりとする。
一 教育訓練給付金
二 教育訓練休暇給付金

6 雇用継続給付は、次のとおりとする。
一 高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金（第六節第一款において「高年齢雇用継続給付」という。）
二 介護休業給付金（就職への努力）

第十条の二 求職者給付の支給を受ける者は、必要に応じ職業能力の開発及び向上を図りつつ、誠実かつ熱心に求職活動を行うことにより、職業に就くように努めなければならない。
（未支給の失業等給付）

第十条の三 失業等給付の支給を受けることができる者が死亡した場合において、その者に支給されるべき失業等給付がまだ支給されていないものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の失業等給付の支給を請求することができる。

2 前項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき者の順位は、同項に規定する順序による。

3 第一項の規定による未支給の失業等給付の支給を受けるべき同順位者が二人以上あるときは、その一人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。
（返還命令等）

第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、

当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）募集情報等提供事業者（同条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者）をいう。同項第三号に掲げる行為（労働者になろうとする者の依頼を受けて行う場合に限る。）を行う者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業者又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徴収法第二十七条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠つた場合に準用する。
（受給権の保護）

第十一条 失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
（公課の禁止）

第十二条 租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

第二節 一般被保険者の求職者給付
第一款 基本手当

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前二年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けること

ができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に計算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、この款の定めるところにより、支給する。

2 特定理由で離職者及び第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者（前項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有することとなる者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「二年間」とあるのは「二年間」と、「二年」とあるのは「二年」と、「十二箇月」とあるのは「六箇月」とする。

3 前項の特定理由で離職者とは、離職した者のうち、第二十三条第二項各号のいずれかに該当する者以外の者であつて、期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないこと（その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかつた場合に限る。）その他のやむを得ない理由により離職したものととして厚生労働省令で定める者をいう。
（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、「喪失応当日」という。）の各前日から各前月の喪失応当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十一日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失応当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 前項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次に掲げる期間は、同項に規定する被保険者であつた期間に含めない。
一 最後被保険者となつた日以前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の

規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）、第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二 第九条の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日（第二十二條第五項に規定する者にあつては、同項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた賃金から控除されていたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日）前における被保険者であつた期間

三 当該被保険者が教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある場合には、第六十条の三第一項に規定する休暇開始日前における被保険者であつた期間

3 前二項の規定により計算された被保険者期間が十二箇月（前条第二項の規定により読み替えて適用する場合にあつては、六箇月）に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項中「であるもの」とあるのは「であるもの又は賃金の支払の基礎となつた時間数が八十時間以上であるもの」と、「であるとき」とあるのは「であるとき又は賃金の支払の基礎となつた時間数が八十時間以上であるとき」とする。
（失業の認定）

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この款において「失業の認定」という。）を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならぬ。

3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指

示した公共職業訓練等（国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設等の職業訓練（職業能力開発総合大学の行うものを含む）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練（厚生労働省令で定めるものを除く。）その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができ、

4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。

一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。

二 公共職業安定所の紹介に応じて求業者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。

5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。

（基本手当の日額）

第十六条 基本手当の日額は、賃金日額に百分の五十（二千四百六十円以上四千九百二十円未満の賃金日額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額））については百分の八十、四千九百二十円以上一万二千九百二十円未満の賃金日額（その額が同条の規定により変更されたときは、その変更された額）につ

いては百分の八十から百分の五十までの範囲で、賃金日額の通増に応じ、通減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た金額とする。

2 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十五」と、「四千九百二十円以上一万二千九百二十円未満」とあるのは「四千九百二十円以上一万八千八百八十円未満」とする。

（賃金日額）

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項、第六節及び次章において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められている場合には、前項に規定する最後の六箇月間に支払われた賃金の総額を当該最後の六箇月間に労働した日数で除して得た額の百分の七十に相当する額

二 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められている場合には、その部分の総額をその期間の総日数（賃金の一部が月によつて定められている場合には、一箇月を三十日として計算する。）で除して得た額と前号に掲げる額との合算額

3 前二項の規定により賃金日額を算定することが困難であるとき、又はこれらの規定により算定した額を賃金日額とすることが適当でないとき認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額を賃金日額とする。

4 前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した賃金日額が、第一号に掲げる額を下るときはその額を、第二号に掲げる額を超えるときはその額を、それぞれ賃金日額とする。

一 二千四百六十円（その額が次条の規定により変更されたときは、その変更された額）

二 次のイからニまでに掲げる受給資格者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額（こ

れらの額が次条の規定により変更されたときは、それぞれその変更された額）

イ 受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者 一万五千五百九十円

ロ 受給資格に係る離職の日において四十五歳以上六十歳未満である受給資格者 一万六千三百四十円

ハ 受給資格に係る離職の日において三十歳以上四十五歳未満である受給資格者 一万四千八百五十円

ニ 受給資格に係る離職の日において三十歳未満である受給資格者 一万三千三百七十円

（基本手当の日額の算定に用いる賃金日額の範囲等の自動的変更）

第十八条 厚生労働大臣は、年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。以下同じ。）の平均給与額（厚生労働省令において作成する毎月勤労統計における労働者の平均定期給与額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下同じ。）が平成二十七年四月一日から開始する年度（この年の規定により自動変更対象額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は低下した比率に応じて、その翌年度の八月一日以後の自動変更対象額を変更しなければならぬ。

2 前項の規定により変更された自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

3 前二項の規定に基づき算定された各年度の八月一日以後に適用される自動変更対象額のうち、最低賃金日額（当該年度の四月一日に効力を有する地域別最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）第九条第一項に規定する地域別最低賃金をいう。）の額を基礎として厚生労働省令で定める算定方法により算定した額をいう。）に達しないものは、当該年度の八月一日以後、当該最低賃金日額とする。

4 前三項の「自動変更対象額」とは、第十六条（第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。））の規定による基本手当の日額の算定に当たつて、百分の八十を乗ずる賃金日

額の範囲となる同条第一項に規定する二千四百六十円以上四千九百二十円未満の額及び百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる同項に規定する四千九百二十円以上一万二千九百二十円以下の額並びに前条第四項各号に掲げる額をいう。

（基本手当の減額）

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千二百八十二円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき、基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるとき（次号に該当する場合を除く。）当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき、基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度（この項の規定により控除額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度）の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合において、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の控除額を変更しなければならぬ。

3 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、厚生労働省令で定めるところにより、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

（支給の期間及び日数）

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で

定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。内の失業している日については、第二十二條第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二條第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三 基準日において第二十三條第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

2 受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したときその他厚生労働省令で定める理由によるものであるが、当該離職後一定の期間第十五條第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五條第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間」と、当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）」とあるのは「基準日」とする。

3 前二項の場合において、第一項の受給資格（以下この項において「前の受給資格」という

）を有する者が、前二項の規定による期間内に新たに受給資格、第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九條第二項に規定する特例受給資格を取得したときは、その取得した日以後においては、前の受給資格に基づく基本手当は、支給しない。

第二十條の二 受給資格者であつて、基準日後に事業（その実施期間が三十日未満のものその他厚生労働省令で定めるものを除く。）を開始したもののその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出した場合には、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が四年から前条第一項及び第二項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、同条第一項及び第二項の規定による期間に算入しない。

第二十一條 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。

（所定給付日数）

第二十二條 一の受給資格に基づき基本手当を支給する日数（以下「所定給付日数」という。）は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 算定基礎期間が二十年以上である受給資格者 百五十日

二 算定基礎期間が十年以上二十年未満である受給資格者 百二十日

三 算定基礎期間が十年未満である受給資格者 九十日

2 前項の受給資格者で厚生労働省令で定める理由により就職が困難なものに係る所定給付日数は、同項の規定にかかわらず、その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては百五十日とする。

一 基準日において四十五歳以上六十五歳未満である受給資格者 三百六十日

二 基準日において四十五歳未満である受給資格者 三百日

3 前二項の算定基礎期間は、これらの規定の受給資格者が基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内になくときは、当該直前の被保険者でなくなつた日直前の被保険者であつた期間

二 当該雇用された期間に係る被保険者となつた日直前に基本手当又は特例一時金の支給を受けたことがある者については、これらの給付の受給資格又は第三十九條第二項に規定する特例受給資格に係る離職の日以前の被保険者であつた期間

三 教育訓練休暇給付金の支給を受けたことがある者については、第六十條の三第一項に規定する休暇開始日直前の被保険者であつた期間及び当該給付金の支給に係る休暇の期間

四 育児休業給付金又は出生時育児休業給付金の支給を受けた者又は出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある者については、これらの給付金の支給に係る休業の期間

一 一の被保険者であつた期間に關し、被保険者となつた日が第九條の規定による被保険者となつたことの確認があつた日の二年前の日より前であるときは、当該確認があつた日の二年前の日に当該被保険者となつたものとみなして、前項の規定による算定を行うものとする。

5 次に掲げる要件のいずれにも該当する者（第一号に規定する事実を知つていた者を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「当該確認があつた日の二年前の日」とあるのは、「次項第二号に規定する被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されたことが明らかである時期のうち最も古い時期として厚生労働省令で定める日」とする。

一 その者に係る第七條の規定による届出がされていなかったこと。

二 厚生労働省令で定める書類に基づき、第九條の規定による被保険者となつたことの確認

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

があつた日の二年前の日より前に徴収法第三十二條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額がその者に支払われた貸金から控除されていたことが明らかである時期があること。

第二十三條 特定受給資格者（前条第三項に規定する算定基礎期間（以下この条において単に「算定基礎期間」という。）が一年（第五号に掲げる特定受給資格者にあつては、五年）以上のものに限る。）に係る所定給付日数は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該特定受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 基準日において六十歳以上六十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

二 基準日において四十五歳以上六十歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

三 基準日において三十五歳以上四十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百五十日

四 基準日において三十歳以上三十五歳未満である特定受給資格者 次のイからニまでに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イからニまでに定める日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 二十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

ニ 一年以上五年未満 百二十日

五 基準日において三十歳未満である特定受給資格者 次のイ又はロに掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該イ又はロに定める日数
イ 十年以上 百八十日
ロ 五年以上十年未満 百二十日

2 前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。
一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七條第二項第一号及び第六十條の四第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七條第二項第二号及び第六十條の四第二項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者（訓練延長給付）

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。以下この条、第三十六條第一項及び第二項並びに第四十一條第一項において同じ。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間（政令で定める期間に限る。）を含む。）内の失業している日について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。第三十三條第三項を除き、以下この節において同じ。）を超えてその者に基本手当を支給することができる。

2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日における基本手当の支給残日数（当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとしてした場合における受給期間（当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。）の最後の

日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下この項及び第四項において同じ。）で、政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認められたものについては、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合における日数は、前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を限度とするものとする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるときは、その者の受給期間は、これらの規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間とする。
4 第二項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第二項前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を加えた期間（同条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける者で、当該公共職業訓練等を受け終わる日について第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものにあつては、同日から起算して第二項前段に規定する政令で定める日数を経過した日までの間）とする。（個別延長給付）

第二十四条の二 第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち、第十三條第三項に規定する特定理由離職者（厚生労働省令で定める者に限る。）である者又は第二十三條第二項に規定する特定受給資格者であつて、次の各号のいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準（次項において「指導基準」という。）に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受ける日に限る。）について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

一 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者

二 雇用されていた適用事業が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和二十七年法律第五十号。以下この項において「激甚災害法」という。）第二条の規定により激甚災害として政令で指定された災害（次号において「激甚災害」という。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者であつて、政令で定める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住する者
三 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害（厚生労働省令で定める災害に限る。）の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第二十五条第三項の規定により離職したものとみなされた者（前号に該当する者を除く。）
2 第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者であつて、前項第一号に該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認められたものについては、第四項の規定による期間内の失業している日（失業していることについての認定を受けた日）に限る。について、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができる。

3 前二項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数を限度とするものとする。
一 第一項（第一号及び第三号に限る。）又は前項に該当する受給資格者 六十日（所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日）
二 第一項（第二号に限る。）に該当する受給資格者 百二十日（所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、九十日）
4 第一項又は第二項の規定による基本手当の支給（以下「個別延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給（以下「広域延長給付」という。）を受けることができる者が厚生労働大臣の指定する地域に住所又は居所を變更した場合には、引き続き当該措置に基づき基本手当を支給することができる。
3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であるかどうかを認定するときは、厚生労働大臣の定める基準によらなければならない。
4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものには、当該措置に基づく基本手当は、支給しない。
2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
（全国延長給付）
第二十七条 厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至つた場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、第三項の規定による期間

（広域延長給付）
第二十五条 厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内

に居住する求職者がその地域において職業に就くことが困難であると認める地域について、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための計画を作成し、関係都道府県労働局長及び公共職業安定所長に、当該計画に基づく広範囲の地域にわたる職業紹介活動（以下この条において「広域職業紹介活動」という。）を行つた場合において、当該広域職業紹介活動に係る地域について、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、公共職業安定所長が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であると認定する受給資格者について、第四項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 前項の措置に基づく基本手当の支給（以下「広域延長給付」という。）を受けることができる者が厚生労働大臣の指定する地域に住所又は居所を變更した場合に、引き続き当該措置に基づき基本手当を支給することができる。
3 公共職業安定所長は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のあつせんを受けることが適当であるかどうかを認定するときは、厚生労働大臣の定める基準によらなければならない。
4 広域延長給付を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

第二十六条 前条第一項の措置が決定された日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した受給資格者であつて、その移転について特別の理由がないと認められるものには、当該措置に基づく基本手当は、支給しない。
2 前項に規定する特別の理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
（全国延長給付）
第二十七条 厚生労働大臣は、失業の状況が全国的に著しく悪化し、政令で定める基準に該当するに至つた場合において、受給資格者の就職状況からみて必要があると認めるときは、その指定する期間内に限り、第三項の規定による期間

（広域延長給付）
第二十五条 厚生労働大臣は、その地域における雇用に関する状況等から判断して、その地域内

内の失業している日について、所定給付日数を超えて受給資格者に基本手当を支給する措置を決定することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、政令で定める日数を限度とするものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の措置を決定した後において、政令で定める基準に照らして必要があると認めるときは、同項の規定により指定した期間（その期間がこの項の規定により延長されたときは、その延長された期間）を延長することができる。

3 第一項の措置に基づく基本手当の支給（以下「全国延長給付」という。）を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第一項後段に規定する政令で定める日数を加えた期間とする。

（延長給付に関する調整）
第二十八条 個別延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付が終了した後でなければ広域延長給付、全国延長給付及び訓練延長給付（第二十四条第一項又は第二項の規定による基本手当の支給をいう。以下同じ。）を行わず、広域延長給付を受けている受給資格者については、当該広域延長給付が終了した後でなければ全国延長給付及び訓練延長給付を行わず、全国延長給付を受けている受給資格者については、当該全国延長給付が終了した後でなければ訓練延長給付を行わない。

2 訓練延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について訓練延長給付が行われず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付又は広域延長給付が行われることとなつたときは、これらの延長給付が行われる間は、その者について全国延長給付が行われず、広域延長給付を受けている受給資格者について個別延長給付が行われることとなつたときは、個別延長給付が行われる間は、その者について広域延長給付が行われない。

3 前二項に規定するもののほか、第一項に規定する各延長給付を順次受ける受給資格者に係る基本手当を支給する日数、受給期間その他これらの延長給付についての調整に関して必要な事項は、政令で定める。

（給付日数を延長した場合の給付制限）
第二十九条 訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている受給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに受給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
（支給方法及び支給期日）
第三十条 基本手当は、厚生労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができよう。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。
（未支給の基本手当の請求手続）
第三十一条 第十条の三第一項の規定により、受給資格者が死亡したため失業の認定を受けることができなかつた期間に係る基本手当の支給を請求する者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該受給資格者について失業の認定を受けなければならない。

2 前項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。
（給付制限）
第三十二条 受給資格者（訓練延長給付、個別延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。）が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練

等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。
二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することに要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。
三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。
四 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。
五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従つて公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わった日後の期間に限る。）については、この限りでない。

一 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（次号に該当する者を除く。）
二 第六十条の二第一項に規定する教育訓練その他の厚生労働省令で定める訓練を基準日前

一年以内に受けたことがある受給資格者（正当な理由がなく自己の都合によつて退職した者に限る。次号において同じ。）
三 前号に規定する訓練を基準日以後に受ける受給資格者（同号に該当する者を除く。）
2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。
3 基本手当の受給資格に係る離職について第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる場合において、当該基本手当を支給しないこととされる期間に七日を超え三十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数及び当該受給資格に係る所定給付日数に相当する日数を加えた期間が一年（当該基本手当の受給資格に係る離職の日において第二十二條第二項第一号に該当する受給資格者にあつては、一年に六十日を加えた期間）を超えるときは、当該受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

4 前項の規定に該当する受給資格者については、第二十四条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第三十三條第三項」とする。
5 第三項の規定に該当する受給資格者が個別延長給付、広域延長給付、全国延長給付又は訓練延長給付を受ける場合におけるその者の受給期間についての調整に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
第三十四条 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、基本手当を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、基本手当の全部又は一部を支給することができる。
2 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その新たに取得した受給資格に基づく基本手当を支給する。
3 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けることができる日数の全部について基本手当の支給を受けることができなくなつた場合においても、第二十二條第三項の規定の適用については、当該受給資

4 受給資格者が第一項の規定により基本手当を支給されないこととされたため、同項に規定する日以後当該受給資格に基づき基本手当の支給を受けることができる日数の全部又は一部について基本手当の支給を受けることができなくなつたときは、第三十七条第四項の規定の適用については、その支給を受けることができなかつたものとみなす。

第三十五条 削除

第二款 技能習得手当及び寄宿手当

第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。）と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、技能習得手当及び寄宿手当を支給しない。

4 技能習得手当及び寄宿手当の支給要件及び額は、厚生労働省令で定める。

5 第三十四条第一項及び第二項の規定は、技能習得手当及び寄宿手当について準用する。

第三款 傷病手当

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができないう場合に、第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないう日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないうことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3 傷病手当の日額は、第十六条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

4 傷病手当を支給する日数は、第一項の認定を受けた受給資格者の所定給付日数から当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いた日数とする。

5 第三十二条第一項若しくは第二項又は第三十三条第一項の規定により基本手当を支給しないこととされる期間については、傷病手当を支給しない。

6 傷病手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該傷病手当を支給した日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。

7 傷病手当は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就くことができないう理由がやんだ後最初に基本手当を支給すべき日（当該職業に就くことができないう理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所長の定める日）と認める。ただし、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることができるとする。

8 第一項の認定を受けた受給資格者が、当該認定を受けた日について、健康保険法（大正十一年法律第七十号）第九十九条の規定による傷病手当金、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第七十六条の規定による休業補償、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付又は休業給付その他これらに相当する給付であつて法令（法令の規定に基づく条例又は規約を含む。）により行われるもののうち政令で定めるものの支給を受けることができる場合には、傷病手当は、支給しない。

9 第十九条、第二十一条、第三十一条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定は、傷病手当について準用する。この場合において、第十九条第一項及び第三項並びに第三十一条第一項中「失業の認定」とあるのは、「第三十七条第一項の認定」と読み替へるものとする。

第二節の二 高年齢被保険者の求職者給付

第三十七条之二 六十五歳以上の被保険者（第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「高年齢被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。

2 高年齢被保険者に関する規定は、適用しない。

第三十七条之三 高年齢求職者給付金は、高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。この場合における第十四条の規定の適用については、同条第三項中「十二箇月（前条第二項の規定により読み替へて適用する場合にあつては、六箇月）」とあるのは、「六箇月」とする。

2 前項の規定により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格（以下「高年齢求職者給付資格」という。）を有する者（以下「高年齢求職者」という。）が次条第五項の規定による期間内に高年齢求職者給付金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに高年齢求職資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第五項の認定を受けたときは、その者は、当該高年齢求職資格に基づき高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。

第三十七条之四 高年齢求職者給付金の額は、高年齢求職資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで（第十七条第四項第二号を除く。）の規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に、次の各号に掲げる算定基礎期間の区分に応じ、当該各号に定める日数（第五項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が当該各号に定める日数に

満たない場合には、当該認定のあつた日から当該最後の日までの日数に相当する日数）を乗じて得た額とする。

一 一年以上 五十日

二 一年以上 三十日

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した高年齢求職資格者の賃金日額が第十七条第四項第二号に定める額（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）を超えるときは、その額を賃金日額とする。

3 第一項の算定基礎期間は、当該高年齢求職資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢求職資格に係る離職の日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十条第二項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。

4 前項に規定する場合における第二十条第三項の規定の適用については、同項第二号中「又は特例一時金」とあるのは、「高年齢求職者給付金又は特例一時金」と、「又は第三十九条第二項」とあるのは、「第三十七条之三第二項に規定する高年齢求職資格又は第三十九条第二項」とする。

5 高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢求職資格者は、離職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

6 第二十一条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項から第三項までの規定は、高年齢求職者給付金について準用する。この場合において、これらの規定中「受給資格者」とあるのは、「高年齢求職資格者」と、「受給資格」とあるのは、「高年齢求職資格」と、第三十一条第一項中「失業の認定を受けることができなかつた期間」とあるのは、「第三十七条之四第五項の認定を受けることができなかつた場合における当該高年齢求職資格者」と、「失業の認定を受けなければならない」とあるのは、「同項の認定を受けなければならない」と、第三十三条第一項中「第二十一条の規定による期間」とあるのは、「第三十七条之四第六項において準用する第二十一条の規定による期間」と読み替へるものとする。

(高年齢被保険者の特例)
第三十七条の五 次に掲げる要件のいずれにも該当する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出て、当該申出を行つた日から高年齢被保険者となることができる。

- 一 二以上の事業主の適用事業に雇用される六十五歳以上の者であること。
- 二 一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が二十時間未満であること。
- 三 二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間数以上であるものに限る。）における一週間の所定労働時間の合計が二十時間以上であること。

- 2 前項の規定により高年齢被保険者となつた者は、同項各号の要件を満たさなくなつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出なければならない。
- 3 前二項の規定による申出を行った労働者については、第九条第一項の規定による確認が行われたものとみなす。
- 4 厚生労働大臣は、第一項又は第二項の規定による申出があつたときは、第一項第三号の二の事業主に対し、当該労働者が被保険者となつたこと又は被保険者でなくなつたことを通知しなければならない。

(特例高年齢被保険者に対する失業等給付等の特例)
第三十七條の六 前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者に対する第六十一条の四第一項、第六十一条の七第一項、第六十一条の八第一項、第六十一条の十第一項及び第六十一条の十二第一項の規定の適用については、これらの規定中「をした場合」とあるのは、「を全て」の適用事業においてした場合」とする。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定により高年齢被保険者となつた者が、同項の規定による申出に係る適用事業のうちいずれか一の適用事業を離職した場合における第三十七條の四第一項及び第五十六條の三第三項第二号の規定の適用については、第三十七條の四第一項中「第十七條第四項第二号」とあるのは、「第十七條第四項」と、「額とする」とあるのは、「額」とする。この場合における第十七條の規定の適用については、同条第一項中「賃金」とあるのは、「賃金（離職した適用事業において支払

われた賃金に限り、」とする」と、第五十六條の三第三項第二号口中「第十八條まで」とあるのは「第十八條まで（第十七條第四項第一号を除く。）」とする。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者
 給付

(短期雇用特例被保険者)

第三十八條 被保険者であつて、季節的に雇用されるものうち次の各号のいずれにも該当しない者（第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という。）が失業した場合に、この節の定めるところにより、特例一時金を支給する。

- 一 四箇月以内の期間を定めて雇用される者
- 二 一週間の所定労働時間が二十時間以上であつて厚生労働大臣の定める時間数未満である者
- 2 被保険者が前項各号に掲げる者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。
- 3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節（第十四條を除く。）、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)
第三十九條 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、第十四條の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。この場合における第十四條の規定の適用については、同条第三項中「十二箇月（前条第二項の規定により読み替へて適用する場合にあつては、六箇月）」とあるのは、「六箇月」とする。

2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格（以下「特例受給資格」という。）を有する者（以下「特例受給資格者」という。）が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第十四條第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）において、

当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の規定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。
 (特例一時金)
第四十條 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして第十六條から第十八條までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の額の三十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が三十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2 前項に規定する場合における第十七條第四項の規定の適用については、同項第二号中「三十歳未満」とあるのは、「二十歳未満又は六十五歳以上」とする。
 3 特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。
 4 第二十一條、第三十一條第一項、第三十二條、第三十一條、第三十一條第一項、第三十二條、第三十一條第一項及び第二項並びに第三十四條第一項から第三項までの規定は、特例一時金について準用する。この場合において、第二十一條中「受給資格者」とあるのは、「特例受給資格者」と、「支給資格」とあるのは、「特例受給資格」と、「支給資格」とあるのは、「特例受給資格」と、「失業の認定を受けることができなかった期間」とあるのは、「第四十條第三項の認定を受けることができなかった場合における当該特例受給資格者」と、「失業の認定を受けなければならない」とあるのは、「同項の認定を受けなければならない」と、第三十二條中「受給資格者」とあるのは、「特例受給資格者」と、第三十三條第一項中「支給しない。ただし、次に掲げる受給資格者（第一号に掲げる者にあつては公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間に限り、第三号に掲げる者にあつては第二号に規定する訓練を受ける期間及び当該訓練を受け終わった日後の期間に限る。）については、この限りでない」とあるのは「支給しない」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「特例

受給資格者」と、第三十四條第二項中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、同条第三項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「支給資格」とあるのは「特例受給資格」とそれぞれ読み替へるものとする。
 (公共職業訓練等を受ける場合)
第四十一條 特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。）を受ける場合には、第十條第三項及び前三條の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五條第一項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第二節（第三十三條第一項ただし書の規定を除く。）に定めるところにより、求職者給付を支給する。

2 前項の特例受給資格者は、当該特例受給資格に係る被保険者となつた日前に第二十九條第一項又は第三十四條第一項の規定により基本手当の支給を受けることができないこととされている場合においても、前項の規定により求職者給付の支給を受けることができる。
第四節 日雇労働被保険者の求職者給付
第四十二條 (日雇労働者) この節において日雇労働者とは、次の各号のいずれかに該当する労働者（前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された者（次条第二項の認可を受けた者を除く。）を除く。）をいう。
 一 日々雇用される者
 二 三十日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）
第四十三條 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「日雇労働被保険者」という。）が失業した場合に、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。
 一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの（以下この項において「適用区域」という。）に居住し、適用事業に雇用される者

二 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者

三 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であつて、日雇労働の労働市場の状況その他の事情に基づいて厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

四 前三号に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者

2 日雇労働被保険者が前二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用された場合又は同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された日雇労働被保険者が前項の認可を受けなかつたため、日雇労働被保険者とされなかつた最初の月に離職し、失業した場合に、その失業した月の間における日雇労働求職者給付金の支給については、その者を日雇労働被保険者とみなす。

4 日雇労働被保険者に関しては、第六条（第三号に限る。）及び第七条から第九条まで並びに前三節の規定は、適用しない。

（日雇労働被保険者手帳）

第四十四条 日雇労働被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所において、日雇労働被保険者手帳の交付を受けなければならない。

第四十五条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日属する月の前二箇月に、その者について、徴収法第十条第二項第四号の印紙保険料（以下「印紙保険料」という。）が通算して二十六日分以上納付されているときに、第四十七条から第五十二条までに定めるところにより支給する。

第四十六条 前条の規定により日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が第十五条第一項に規定する受給資格者である場合において、その者が、基本手当の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については日雇労働求職者給付金を支給せず、日雇労働求職者給付金の支給を受けたときはその支給の対象となつた日については基本手当を支給しない。

（日雇労働被保険者に係る失業の認定）

第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日（失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四条第一号において同じ。）について支給する。

2 前項の失業していることについての認定（以下この節において「失業の認定」という。）を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働被保険者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。

（日雇労働求職者給付金の日額）

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、徴収法第二十二條第一項第一号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第一級印紙保険料」という。）が二十四日分以上であるとき 七千五百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

二 次のいずれかに該当するるとき 六千二百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

イ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び徴収法第二十二條第一項第二号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第二級印紙保険料」という。）が二十四日分以上であるとき（前号に該当するときは除く。）

ロ 前二箇月に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が二十四日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、徴収法第二十二條第一項第三号に掲げる額（その額が同条第二項又は第四項の規定により変更されたときは、その変更された額）の印紙保険料（以下「第三級印紙保険料」という。）をいう。）の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付額を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき 四百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

（日雇労働求職者給付金の日額等の自動的変更）

第四十九条 厚生労働大臣は、平均定期給与額（第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。）が、平成六年九月の平均定期給与額（この項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額）の百分の百二十を超え、又は百分の八十三を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

2 前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第一級給付金」という。）の日額、前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第二級給付金」という。）の日額並びに徴収法第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「一級・二級印紙保険料」と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。）をいう。）をいう。

3 徴収法第二十二條第五項の規定により同条第二項に規定する第一級印紙保険料日額、第二級印紙保険料日額及び第三級印紙保険料日額の変更があつた場合には、厚生労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決があつた日の前日）までの間は、第一項

料（以下「第三級印紙保険料」という。）の納付額のうち二十四日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付額を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を二十四で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

三 前二号のいずれにも該当しないとき 四百円（その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額）

（日雇労働求職者給付金の日額等の自動的変更）

第四十九条 厚生労働大臣は、平均定期給与額（第十八条第一項の平均定期給与額をいう。以下この項において同じ。）が、平成六年九月の平均定期給与額（この項の規定により日雇労働求職者給付金の日額等が変更されたときは直近の当該変更の基礎となつた平均定期給与額）の百分の百二十を超え、又は百分の八十三を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その平均定期給与額の上昇し、又は低下した比率を基準として、日雇労働求職者給付金の日額等を変更しなければならない。

2 前項の「日雇労働求職者給付金の日額等」とは、前条第一号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第一級給付金」という。）の日額、前条第二号に定める額の日雇労働求職者給付金（次項及び第五十四条において「第二級給付金」という。）の日額並びに徴収法第二十二條第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額のうち第一級印紙保険料と第二級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「一級・二級印紙保険料」と第三級印紙保険料との区分に係る賃金の日額（その額が前項の規定により変更されたときは、その変更された額。次項において「二級・三級印紙保険料区分日額」という。）をいう。）をいう。

3 徴収法第二十二條第五項の規定により同条第二項に規定する第一級印紙保険料日額、第二級印紙保険料日額及び第三級印紙保険料日額の変更があつた場合には、厚生労働大臣は、その変更があつた日から一年を経過した日の前日（その日前に当該変更に関して国会の議決があつた場合には、その議決があつた日の前日）までの間は、第一項

の規定による第一級給付金の日額、第二級給付金の日額及び第三級給付金の日額並びに一級・二級印紙保険料区分日額及び二級・三級印紙保険料区分日額の変更を行うことができない。

（日雇労働求職者給付金の支給日数等）

第五十条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した日の属する月における失業の認定を受けた日について、その月の前二箇月に、その者について納付されている印紙保険料が通算して二十八日分以下であるときは、通算して十三日分を限度として支給し、その者について納付されている印紙保険料が通算して二十八日分を超えているときは、通算して二十八日分を超えない日数分として一日を十三日に加えて得た日数分を限度として支給する。ただし、その月において通算して十七日分を超えては支給しない。

2 日雇労働求職者給付金は、各週（日曜日から土曜日までの七日をいう。）につき日雇労働被保険者が職業に就かなかつた最初の日については、支給しない。

（日雇労働求職者給付金の支給方法等）

第五十一条 日雇労働求職者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行つた日に支給するものとする。

2 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、日雇労働求職者給付金の支給について別段の定めをすることができる。

3 第三十一条第一項の規定は、日雇労働求職者給付金について準用する。この場合において、同項中「受給資格者」とあるのは「日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者」と、「失業の認定」とあるのは「第四十七条第二項の失業の認定」と読み替へるものとする。

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

（給付制限）

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された業務が、その者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 紹介された業務に対する賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

三 職業安定法第二十条（第二項ただし書を除く。）の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 その他正当な理由があるとき。

2 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 日雇労働者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、その支給を受け、又は受けようとした月及びその月の翌月から三箇月間は、日雇労働者給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、日雇労働者給付金の全部又は一部を支給することができる。

（日雇労働者給付金の特例）
第五十三条 日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働者給付金の支給を受けることができる。

一 継続する六月間に当該日雇労働被保険者について印紙保険料が各月十一日分以上、かつ、通算して七十八日分以上納付されていること。

二 前号に規定する継続する六月間（以下「基礎期間」という。）のうち後の五月間に第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

三 基礎期間の最後の月の翌月以後二月間（申出をした日当該一月の期間内にあるときは、同日までの間）に第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けていないこと。

2 前項の申出は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内に行わなければならない。

第五十四条 前条第一項の申出をした者に係る日雇労働者給付金の支給については、第四十八条及び第五十条第一項の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

一 日雇労働者給付金の支給を受けることができる期間及び日数は、基礎期間の最後の月の翌月以後四月の期間内の失業している日について、通算して六十日分を限度とする。

二 日雇労働者給付金の日額は、次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める額とする。

イ 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料が七十二日分以上であるとき 第一級給付金の日額
ロ 次のいずれかに該当するとき 第二級給付金の日額

(1) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分以上であるとき（イに該当するときは除く。）

(2) 基礎期間に納付された印紙保険料のうち、第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料が七十二日分未満である場合において、第一級印紙保険料の納付額と第二級印紙保険料の納付額との合計額に、第三級印紙保険料の納付額のうち七十二日から第一級印紙保険料及び第二級印紙保険料の納付日数を差し引いた日数に相当する日数分の額を加算した額を七十二日で除して得た額が第二級印紙保険料の日額以上であるとき。

ハ イ又はロに該当しないとき 第三級給付金の日額

第五十五条 基礎期間の最後の月の翌月以後二月の期間内に第五十三条第一項の申出をした者については、当該二月を経過する日までは、第四十五条の規定による日雇労働者給付金は、支給しない。

2 第五十三条第一項の申出をした者が、基礎期間の最後の月の翌月から起算して第三月目又は第四月目に当たる月において、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは、当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については前条の規定による日雇労働者給付金を支給せず、同条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたときは、当該日雇労働者給付金の支給の対象となつた日については第四十五条の規定による日雇労働者給付金を支給しない。

3 前条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けた者がその支給を受けた後に第五十三条第一項の申出をする場合における同項第二号の規定の適用については、その者は、第四十五条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けたものとみなす。

4 第四十六条、第四十七条、第五十条第二項、第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による日雇労働者給付金について準用する。

（日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例）

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合に、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二條第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として」とあるのは、「当該雇用された期間を第二十二條第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとする」と読み替へるものとする。

第五十六条の二 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して三十一日以上雇用された後に離職した場合（前条第一項本文に規定する場合を除く。）には、その者の日雇労働被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなすことができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により第十四条の規定による被保険者期間を計算することによつて同条第二項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合に、日雇労働被保険者であつた期間のうち、同条第一項

に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

3 第一項の規定は、第二十二條第三項の規定による算定基礎期間の算定について準用する。この場合において、第一項中「その者の日雇労働被保険者であつた期間を第十四条の規定による被保険者期間の計算において被保険者であつた期間とみなす」とあるのは、「当該日雇労働被保険者であつた期間を第二十二條第三項に規定する基準日まで引き続いて同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された期間に該当するものとして計算する」と読み替へるものとする。

第五節 就職促進給付（就業促進手当）

第五十六条の三 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要であると認めるとき、支給する。

一 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者であつて、当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数（当該職業に就かなかつたこととした場合における同日の翌日から当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三條第三項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とし、次条第一項の規定に該当する受給資格者については同項の規定による期間とする。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができることとなる日数をいう。以下同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一以上であるもの

二 厚生労働省令で定める安定した職業に就いた受給資格者（当該職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の一未満である者に限る。）高年齢受給資格者（高年齢受給資格者給付金の支給を受けた者であつて、当該高年齢受給資格に係る離職の日の翌日から起算して一年を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）特例受給資格者（特例一時金の支給を受けた者であつて、当該特例受給資格に係る離職の日の翌日から起算し

に規定する算定対象期間における被保険者期間として計算された最後の六箇月間に含まれる期間において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額を当該期間に支払われた賃金額とみなす。

て六箇月を経過していないものを含む。以下この節において同じ。）又は日雇受給資格者（第四十五条又は第五十四条の規定による日雇労働者給付金の支給を受けることができる者という。以下同じ。）であつて、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるもの

2 受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者（第五十八条及び第五十九条第一項において「受給資格者等」という。）が、前項各号に規定する安定した職業に就いた日雇労働者等が定める期間内の就職について就業促進手当の支給を受けたことがあつたときは、同項の規定にかかわらず、就業促進手当は、支給しない。

3 就業促進手当の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
一 第一項第一号に該当する者 第十六条の規定による基本手当の日額（その金額が同条第一項（同条第二項において読み替へて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九百円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額。以下この条において「基本手当日額」という。）に支給残日数に相当する日数に百分の六（その職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である者にあつては、百分の七）を乗じて得た額を乗じて得た額（同一の事業主の適用事業にその職業に就いた日から引き続いて六箇月以上雇用される者であつて厚生労働省令で定めるものにあつては、当該額に、基本手当日額に支給残日数に相当する日数に百分の二を乗じて得た額を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額を加えて得た額）

二 第一項第二号に該当する者 次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める額に四十を乗じて得た額を限度として厚生労働省令で定める額
イ 受給資格者 基本手当日額
ロ 高年齢受給資格者 その者を高年齢受給資格に係る離職の日において三十歳未満である基本手当の受給資格者とみなして第十

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一万二千九百円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）
ハ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替へて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九百円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

二 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十条の規定による日雇労働者給付金の支給を受ける者として、厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
一 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
二 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
三 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
四 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
五 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの

六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項に規定する一万二千九百円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）
ハ 特例受給資格者 その者を基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額（その金額がその者を基本手当の受給資格者とみなして適用される第十六条第一項（同条第二項において読み替へて適用する場合を含む。）に規定する一万二千九百円（その額が第十八条の規定により変更されたときは、その変更された額）に百分の五十（特例受給資格に係る離職の日において六十歳以上六十五歳未満である特例受給資格者にあつては、百分の四十五）を乗じて得た金額を超えるときは、当該金額）

二 日雇受給資格者 第四十八条又は第五十条の規定による日雇労働者給付金の支給を受ける者として、厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
一 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
二 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
三 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
四 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの
五 前号に定めるものほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者として厚生労働省令で定めるもの

4 第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当を支給したときは、この法律の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、当該就業促進手当の額を基本手当日額で除して得た日数に相当する日数分の基本手当を支給したものとみなす。
（就業促進手当の支給を受けた場合の特例）
第五十七条 特定就業促進手当受給者について、第一号に掲げる期間が第二号に掲げる期間を超えるときは、当該特定就業促進手当受給者の基本手当の支給期間は、第二十条第一項及び第二項並びに第三十三条第三項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に当該超える期間を加えた期間とする。

一 就業促進手当（前条第一項第一号に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）に係る基本手当の受給資格に係る離職の日の翌日から再離職（当該就業促進手当の支給を受けた後の最初の離職（新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合における当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職を除く。）

をいう。次項において同じ。）の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間イ 二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数
ロ 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数
二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）
三 前項の規定による期間
四 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者
三 第一項の規定に該当する受給資格者について、第二十条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。
四 第三十三条第五項の規定は、第一項の規定に（移転費）

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第四十九条に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。
二 移転費の額は、受給資格者等及びその者によるし計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。

（求職活動支援費）
第五十九条 求職活動支援費は、受給資格者等が求職活動に伴い次の各号のいずれかに該当する行為をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。
一 公共職業安定所の紹介による広範囲の地域にわたる求職活動
二 公共職業安定所の職業指導に従つて行う職業に関する教育訓練の受講その他の活動
三 求職活動を容易にするための役務の利用
二 求職活動支援費の額は、前項各号の行為に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。

第六十条 偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとした者には、これらの給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、就職促進給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、就職促進給付の全部又は一部を支給することができる。

二 前項に規定する者が同項に規定する日以後新たに受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合には、同項の規定にかかわらず、その受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に基づく就職促進給付を支給する。
三 第一項に規定する者であつて、第五十二条第三項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができないうる者として、その支給を受けることができないうる期間を経過した後において、日雇受給資格者である場合又は日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。

四 第一項に規定する者（第五十二条第三項の規定により日雇労働者給付金の支給を受けることができないうる者として、その者を除く。）が新たに日雇受給資格者となつた場合には、第一項の規定にかかわらず、その日雇受給資格者たる資格に基づく就職促進給付を支給する。
五 受給資格者が第一項の規定により就職促進給付を支給されないこととなつたため、当該受給資格に基づく就業促進手当の全部又は一部の支給を受けることができなくなつたときは、第五

をいう。次項において同じ。）の日までの期間に次のイ及びロに掲げる日数を加えた期間イ 二十日以下の範囲内で厚生労働省令で定める日数
ロ 当該就業促進手当に係る職業に就いた日の前日における支給残日数から前条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされた日数を差し引いた日数
二 当該職業に就かなかつたこととした場合における当該受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）
三 前項の規定による期間
四 前項の特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当の支給を受けた者であつて、再離職の日が当該就業促進手当に係る基本手当の受給資格に係る第二十条第一項及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項の規定に該当する受給資格者については、同項の規定による期間）内にあり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
一 再離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの
二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者
三 第一項の規定に該当する受給資格者について、第二十条第一項中「第二十条第一項及び第二項」とあるのは、「第五十七条第一項」とする。
四 第三十三条第五項の規定は、第一項の規定に（移転費）

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所、職業安定法第四十九条に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めるときに、支給する。
二 移転費の額は、受給資格者等及びその者によるし計を維持されている同居の親族の移転に通常要する費用を考慮して、厚生労働省令で定める。

十六条の三第四項の規定の適用については、その全部又は一部の支給を受けることができないこととされた就業促進手当の支給があつたものとみなす。

第五節の二 教育訓練給付 (教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者(以下「教育訓練給付金支給対象者」という。)が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合(当該教育訓練を受けている場合であつて厚生労働省令で定める場合を含み、当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により厚生労働省令で定める証明がされた場合に限る。)において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日(以下この条において「基準日」という。)に一般被保険者(被保険者のうち、高年齢被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者以外の者)である者。以下同じ。又は高年齢被保険者である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者又は高年齢被保険者でなくなつた日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

2 前項の支給要件期間は、教育訓練給付金支給対象者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者として雇用された期間(当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間)とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する全ての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内になく、当該直前の被保険者でなくなつた日直前の被保険者であつた期間

二 当該基準日前に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、当該給付金に係る基準日前の被保険者であつた期間

3 第二十二條第四項の規定は、前項の支給要件期間の算定について準用する。

4 教育訓練給付金の額は、教育訓練給付金支給対象者が第一項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用(厚生労働省令で定める範囲のものに限る。)の額(当該教育訓練の受講のために支払つた費用の額であることについて当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者により証明がされたものに限る。)に百分の二十以上百分の八十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額(その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額)とする。

5 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により教育訓練給付金の額として算定された額が厚生労働省令で定める額を超えないとき、又は教育訓練給付金支給対象者が基準日前の厚生労働省令で定める期間内に教育訓練給付金の支給を受けたことがあるときは、教育訓練給付金は、支給しない。

教育訓練休暇給付金

第六十条の三 教育訓練休暇給付金は、一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、職業に関する教育訓練を受けるための休暇(以下「教育訓練休暇」という。)を取得した場合に、当該教育訓練休暇(当該教育訓練休暇を開始した日から起算して一年を経過する日までに二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、初回の教育訓練休暇を開始した日(以下「休暇開始日」という。)から起算して一年の期間内の教育訓練休暇を取得している日(教育訓練休暇を取得していることについての認定を受けた日)に限る。)について、第六項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 休暇開始日前二日間(当該期間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかった一般被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)におけるみなし被保険者期間が、通算して十二箇月に満たないとき

二 当該一般被保険者を受給資格者と、休暇開始日の前日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二條第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる被保険者期間が、五年に満たないとき

2 前項第一号の「みなし被保険者期間」は、休暇開始日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四條の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3 休暇開始日から起算して一年の期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上教育訓練を受けることができない一般被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合における第一項の規定の適用については、同項中「一年を」とあるのは、「第三項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年)を」と、「二年の期間」とあるのは、「同項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間)とする。

4 第一項の教育訓練休暇を取得していることについての認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が、休暇開始日から起算して三十日に一回ずつ直前の三十日の各日について行うものとする。

5 教育訓練休暇給付金の日額は、教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる一般被保険者(次項において「教育訓練休暇給付金支給対象者」という。)を受給資格者と、休暇開始日の前日から第十八條までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額に相当する額とする。

6 教育訓練休暇給付金を支給する日数は、教育訓練休暇給付金支給対象者を受給資格者と、休暇開始日の前日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二條第一項、第三項及び第四項の規定を適用した場合の所定給付日数に相当する日数とする。

特定教育訓練休暇給付金受給者に対する失業等給付の特例

第六十条の四 特定教育訓練休暇給付金受給者に対する第十四條第二項並びに第二十二條第一項及び第二項の規定の適用については、第十四條第二項中「次に」とあるのは、「第一号及び第二

号に」と、第二十二條第一項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める日数」とあるのは「九十日」と、同条第二項中「その算定基礎期間が一年以上の受給資格者にあつては次の各号に掲げる当該受給資格者の区分に応じ当該各号に定める日数」とし、その算定基礎期間が一年未満の受給資格者にあつては「百五十日」とあるのは「百五十日」とし、第二十三條第一項の規定は、適用しない。

2 前項の特定教育訓練休暇給付金受給者とは、教育訓練休暇給付金の支給を受け、休暇開始日から当該教育訓練休暇給付金に係る教育訓練休暇を終了した日(休暇開始日から起算して一年を経過する日までに二回以上の教育訓練休暇を取得した場合にあつては、最後の教育訓練休暇を終了した日)から起算して六箇月を経過する日までに離職した者のうち、受給資格者以外の者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 当該離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

3 前条第三項の規定の適用を受けた者に対する前項の規定の適用については、同項中「二年」とあるのは、「前条第三項に規定する理由により教育訓練を受けることができない日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年)とする。

(給付制限)

第六十条の五 偽りその他不正の行為により教育訓練給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、教育訓練給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、教育訓練給付の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により教育訓練給付の支給を受けることができない者とされたものが、同項に規定する日以後、新たに教育訓練給付の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、教育訓練給付を支給する。

3 第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けることができなかった場合においても、

第六十条の二第二項の規定の適用については、当該給付金の支給があつたものとみなす。

4 第一項の規定により教育訓練休暇給付金の支給を受けることができなくなつた場合においても、第十四条第二項及び第二十二條第三項の規定の適用については、当該給付金の支給があつたものとみなす。

第六節 雇用継続給付

第一款 高年齢雇用継続給付

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。)に對して支給対象月(当該被保険者が第一号に該当しなくかつたときは、同号に該当しなくかつた日の属する支給対象月以後の支給対象月)に支払われた賃金の額(支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号(次条第三項において準用する場合を含む。)並びに同条第一項において同じ。)が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日(当該被保険者が第一号に該当しなくかつたときは、同号に該当しなくかつた日)を受給資格に係る離職の日とみなして第七條(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下この条において「みなし賃金日額」という。)に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月においてその日に応答する日(その日に応答する日がない月においては、その月の末日。)を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二條第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。
- 2 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万六千四百円(その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。)以上であるとき。

2 この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金、出生時育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業及び教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる休暇の取得をしなかつた月に限る。)をいう。

3 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定する場合における第十七條第四項の規定の適用については、同項中「前三項の規定」とあるのは、「第一項及び第二項の規定」とする。

4 第一項の規定によりみなし賃金日額を算定することができないとき若しくは困難であるとき、又は同項の規定を適用することが適当でないと認められるときは、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額をみなし賃金日額とする。この場合において、第十七條第四項の規定は、この項の規定により算定したみなし賃金日額について準用する。

5 高年齢雇用継続基本給付金の額は、一支給対象月について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該支給対象月に支払われた賃金の額に当該各号に定める率を乗じて得た額とする。ただし、その額に当該賃金の額を加えて得た額が支給限度額を超えるときは、支給限度額から当該賃金の額を減じて得た額とする。

- 1 当該賃金の額が、みなし賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の六十四に相当する額未満であるとき 百分の十
- 2 前号に該当しないとき みなし賃金日額に三十を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が通増する程度に応じ、百分の十から一定の割合で通減するように厚生労働省令で定める率

6 第一項及び前項の規定にかかわらず、同項の規定により支給対象月における高年齢雇用継続基本給付金の額として算定された額が第十七條第四項第一号に掲げる額(その額が第十八條の規定により変更されたときは、その変更された額)の百分の八十に相当する額を超えないときは、当該支給対象月については、高年齢雇用継続基本給付金は、支給しない。

7 厚生労働大臣は、年度の平均給与額が平成二十七年四月一日から始まる年度(この項の規定

により支給限度額が変更されたときは、直近の当該変更がされた年度の前年度)の平均給与額を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年度の八月一日以後の支給限度額を変更しなければならない。

(高年齢再就職給付金)

第六十一条の二 高年齢再就職給付金は、受給資格者(その受給資格に係る離職の日における第二十二條第三項の規定による算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。)が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となつた場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つたとき、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 1 当該職業に就いた日(次項において「就職日」という。)の前日における支給残日数が、百日未満であるとき。
- 2 当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

2 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年(当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年)を経過する日の属する月(その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月)まで引き続いて、被保険者であり、かつ、介護休業給付金又は育児休業給付金、出生時育児休業給付金若しくは出生後休業支援給付金の支給を受けることができる休業及び教育訓練休暇給付金の支給を受けることができる休暇の取得をしなかつた月に限る。)をいう。

3 前条第五項及び第六項の規定は、高年齢再就職給付金の額について準用する。この場合において、同条第五項中「支給対象月について」とあるのは、「再就職後の支給対象月(次条第二項に規定する再就職後の支給対象月をいう。次条第三項において準用する第六項において同じ。以下この項において「当該支給対象月」とあるのは「

「当該再就職後の支給対象月」と、「みなし賃金日額」とあるのは「次条第一項の賃金日額」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、「支給対象月」とあるのは「再就職後の支給対象月」と読み替へるものとする。

4 高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき就業促進手当(第五十六條の三第一項第一号に該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。)の支給を受けることができる場合において、その者が就業促進手当の支給を受けたときは高年齢再就職給付金を支給せず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは就業促進手当を支給しない。

(給付制限)

第六十一条の三 偽りその他不正の行為により次の各号に掲げる失業等給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、当該各号に定める高年齢雇用継続給付を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、当該高年齢雇用継続給付の全部又は一部を支給することができる。

- 1 高年齢雇用継続基本給付金 高年齢雇用継続基本給付金
- 2 高年齢再就職給付金又は当該給付金に係る受給資格に基づく求職者給付若しくは就職促進給付 高年齢再就職給付金

第二款 介護休業給付

介護休業給付金

第六十一条の四 介護休業給付金は、被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、対象家族(当該被保険者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母及び子(これらの者に準ずる者として厚生労働省令で定めるものを含む。)並びに配偶者の父母をいう。以下この条において同じ。)を介護するための休業(以下「介護休業」という。)をした場合において、当該介護休業(当該対象家族を介護するための二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とする。以下この項において同じ。)を開始した日前二年間(当該介護休業を開始した日前二間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続

き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2 前項の「みなし被保険者期間」は、介護休業（同一の対象家族について二回以上の介護休業をした場合にあつては、初回の介護休業とす）を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項第三号を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

3 この条において「支給単位期間」とは、介護休業をした期間（当該介護休業を開始した日から起算して三月を経過する日までの期間に限る。）を、当該介護休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該介護休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項第二号において「休業開始当日」という。）から各翌月の休業開始当日の前日（当該介護休業を終了した日の属する月にあつては、当該介護休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

4 介護休業給付金の額は、一支給単位期間について、介護休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該介護休業給付金の支給に係る介護休業を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じた当該各号に定める日数（次項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の四十に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号に定める額」とする。

一 次号に掲げる支給単位期間以外の支給単位期間 三十日

二 当該介護休業を終了した日の属する支給単位期間 当該支給単位期間における当該介護

休業を開始した日又は休業開始当日から当該介護休業を終了した日までの日数

5 前項の規定にかかわらず、介護休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における介護休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における介護休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、介護休業給付金は、支給しない。

6 第一項の規定にかかわらず、被保険者が介護休業についてこの款の定めるところにより介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する介護休業をしたときは、介護休業給付金は、支給しない。

一 同一の対象家族について当該被保険者が四回以上の介護休業をした場合における四回目以後の介護休業

二 同一の対象家族について当該被保険者がした介護休業ごとに、当該介護休業を開始した日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が九十三日に達した日以後の介護休業

第六十一条の五 偽りその他不正の行為により介護休業給付金の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付金の支給を受け、又は受けようとした日以後、介護休業給付金を支給しない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、介護休業給付金の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により介護休業給付金の支給を受けることができない者となつたものが、同項に規定する日以後、新たに介護休業を開始し、介護休業給付金の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該介護休業に係る介護休業給付金を支給する。

第三節の二 育児休業等給付

第一節 通則

第六十一条の六 育児休業等給付は、育児休業給付、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付とする。

2 育児休業給付は、次のとおりとする。

一 育児休業給付金

二 出生時育児休業給付金

三 出生後休業支援給付は、出生後休業支援給付金とする。

4 育児時短就業給付は、育児時短就業給付金とする。

5 第十条の三から第十二条までの規定は、育児休業等給付について準用する。

第二節 育児休業給付

第六十一条の七 育児休業給付金は、被保険者（短期雇用特別被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この章において同じ。）が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳に満たない子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十七条の二第一項の規定により被保険者が当該被保険者との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該被保険者が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条（昭和二十二年法律第六十四号）の規定により同法第六十三条の四第二号に規定する養子縁組里親である被保険者に委託されている児童及びこれらの被保険者に準ずる者として厚生労働省令で定める被保険者に厚生労働省令で定めるところにより委託されている者を含む。以下この章において同じ。）（その子が一歳に達した日以後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、一歳六か月後に満たない子（その子が一歳六か月に達した日以後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合にあつては、二歳に満たない子）を養育するための休業（以下この節並びに第六十一条の十二第一項及び第六項第一号において「育児休業」という。）をした場合において、当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業を開始した日）前二年間（当該育児休業を開始した日以前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受

けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給単位期間について支給する。

2 被保険者が育児休業についてこの節の定めるところにより育児休業給付金の支給を受けたことのある場合において、当該被保険者が同一の子について三回以上の育児休業（厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における三回目以後の育児休業については、前項の規定にかかわらず、育児休業給付金は、支給しない。

3 第一項の「みなし被保険者期間」は、育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項第三号を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

4 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについては、第一項及び前項の規定の適用については、第一項中「当該育児休業（当該子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日」とあるのは「（特別基準日（当該子について労働基準法第六十五条第一項の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によること）が適当でないとき認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）をいう。以下この項及び第三項において同じ。）」と、「育児休業を開始した日」とあるのは「（特別基準日）」と、前項中「育児休業を開始した日」とあるのは「（特別基準日）」とする。

5 この条において「支給単位期間」とは、育児休業をした期間を、当該育児休業を開始した日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該育児休業をした期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項及び次項において「休業開始当日」という。）から各翌月の休業開始当日の前日（当該育児休業を終了した日の属する月にあつては、当該育児休業を終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。

6 育児休業給付金の額は、一支給単位期間について、育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該育児休業給付金の支給に係る育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。）を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この項及び次項において「休業開始時賃金日額」という。）に次の各号に掲げる支給単位期間の区分に応じ当該各号に定める日数（同項において「支給日数」という。）を乗じて得た額の百分の五十（当該育児休業（同一の子について二回以上の育児休業をした場合にあつては、初回の育児休業とする。）を開始した日から起算し当該育児休業給付金の支給に係る休業日数が通算して百八十日に達するまでの間に限り、百分の六十七）に相当する額（支給単位期間に当該育児休業給付金の支給に係る休業日数の百八十日に当たる日が属する場合にあつては、休業開始時賃金日額に当該休業開始当日から当該休業日数の百八十日に当たる日までの日数を乗じて得た額の百分の六十七に相当する額に、休業開始時賃金日額に当該休業日数の百八十一日に当たる日から育児休業を終了した日又は翌月の休業開始当日の前日（いずれか早い日）までの日数を乗じて得た額の百分の五十に相当する額を加えて得た額）とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号ハに定める額」とする。

7 前項の規定にかかわらず、育児休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から支給単位期間に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

8 被保険者の養育する子について、当該被保険者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第六十一条の十第一項第三号及び第二項において同じ。）が当該子の一歳に達する日以前（いずれかの日において当該子を養育するための休業をしている場合における第一項の規定の適用については、同項中「その一歳」とあるのは、「その一歳二か月」とする。）（出生時育児休業給付金）

第六十一条の八 出生時育児休業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。第六十一条の十において同じ。）の期間内に四週間以内の期間を定めて当該子を養育するための休業（当該被保険者が出生時育児休業給付金の支給を受けることを希望する旨を公共職業安定所長に申し出たものに限る。以下この条並びに第六十一条の十二第一項及び第六項第一号において「出生時育児休業」という。）をした場合において、当該出生時育児休業（当該子については、二回目の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）を開始した日前二日間（当該出生時育児休業を開始した日前二日間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給する。

2 被保険者が出生時育児休業についてこの節の定めるところにより出生時育児休業給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生時育児休業をしたときは、前項の規定にかかわらず、出生時育児休業給付金は、支給しない。

1 同一の子について当該被保険者が三回以上の出生時育児休業をした場合における三回目以後の出生時育児休業

2 同一の子について当該被保険者がした出生時育児休業ごとに、当該出生時育児休業を開始した日から当該出生時育児休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日以後の出生時育児休業

3 第一項の「みなし被保険者期間」は、出生時育児休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項第三号を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

4 出生時育児休業給付金の額は、出生時育児休業給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）とあるのは「当該子について当該被保険者がした初回の育児休業」と、「当該出生時育児休業」とあるのは「（当該出生時育児休業」と、第三項中「出生時育児休業」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」と、第四項中「当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。）」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」とする。

7 育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における前条第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「育児休業」とあるのは「育児休業（次条第一項に規定する出生時育児休業及び」と、同条第五項中「育児休業」とあるのは「育児休業（次条第一項に規定する出生時育児休業を除く。）」と、同条第六項中「起算し当該育児休業給付金」とあるのは「起算し当該育児休業給付金（同一の子について当該被保険者が支給を受けていた次条第一項に規定する出生時育児休業給付金を含む。以下この項において同じ。）」とする。

第六十一条の九 偽りその他不正の行為により育児休業給付の支給を受け、又は受けようとした者には、当該給付の支給を受け、又は受けようとした日以後、育児休業給付を支給しない。ただし、当該給付の支給を受けようとするときは、当該賃金の額に当該支給単位期間における育児休業給付金の額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

5 前項の規定にかかわらず、出生時育児休業をした被保険者に当該被保険者を雇用している事業主から当該出生時育児休業をした期間（第二項第二号に規定する合算して得た日数が二十八日を超えるときは、当該日数が二十八日に達する日までの期間に限る。）に賃金が支払われた場合において、当該賃金の額に支給額を加えて得た額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額から当該賃金の額を減じて得た額を、当該支給単位期間における育児休業給付金の額とする。この場合において、当該賃金の額が休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の百分の八十に相当する額以上であるときは、第一項の規定にかかわらず、当該賃金が支払われた支給単位期間については、育児休業給付金は、支給しない。

6 出生時育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について育児休業給付金の支給を受けていた場合における第一項、第三項及び第四項の規定の適用については、第一項中「限る」とあるのは「限り、育児休業給付金の支給に係るものを除く」と、「当該出生時育児休業（当該子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。）」とあるのは「初回の出生時育児休業とする。以下この項及び第三項において同じ。）」とあるのは「当該被保険者がした初回の育児休業」と、「当該出生時育児休業」とあるのは「（当該出生時育児休業」と、第三項中「出生時育児休業」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」と、第四項中「当該出生時育児休業給付金の支給に係る出生時育児休業（同一の子について二回目の出生時育児休業をした場合にあつては、初回の出生時育児休業とする。）」とあるのは「同一の子についてした初回の育児休業」とする。

7 育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者が、既に同一の子について出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合における前条第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「育児休業」とあるのは「育児休業（次条第一項に規定する出生時育児休業及び」と、同条第五項中「育児休業」とあるのは「育児休業（次条第一項に規定する出生時育児休業を除く。）」と、同条第六項中「起算し当該育児休業給付金」とあるのは「起算し当該育児休業給付金（同一の子について当該被保険者が支給を受けていた次条第一項に規定する出生時育児休業給付金を含む。以下この項において同じ。）」とする。

だし、やむを得ない理由がある場合には、育児休業給付の全部又は一部を支給することができる。

2 前項の規定により育児休業給付の支給を受けることができず、かつ、同項に規定する日以後、当該育児休業給付の支給に係る育児休業を開始した日に養育していた子以外の子について新たに育児休業を開始し、育児休業給付の支給を受けることができる者となつた場合には、同項の規定にかかわらず、当該育児休業に係る育児休業給付を支給する。

第六十一条の十 出生後休業支援給付金

第六十一条の十 出生後休業支援給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、対象期間内にその子を養育するための休業（以下この節において「出生後休業」という。）をした場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときに、支給する。

- 一 当該出生後休業（当該子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。）を開始した日前二年間（当該出生後休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたとき。
- 二 対象期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるとき。
- 三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について出生後休業をしたとき（当該配偶者が当該子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内にした出生後休業の日数が通算して十四日以上であるときに限る。）

2 被保険者が次の各号のいずれかに該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「次の各号」とあるのは、「第一号及び第二号」とする。

- 一 配偶者のない者その他厚生労働省令で定める者である場合
- 二 当該被保険者の配偶者が適用事業に雇用される労働者でない場合

三 当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業その他これに相当する休業をした場合

四 前三号に掲げる場合のほか、当該被保険者の配偶者が当該出生後休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間内において当該子を養育するための休業をすることができない場合として厚生労働省令で定める場合

3 被保険者が出生後休業についてこの節の定めるところにより出生後休業支援給付金の支給を受けたことがある場合において、当該被保険者が次の各号のいずれかに該当する出生後休業をしたときは、前二項の規定にかかわらず、出生後休業支援給付金は、支給しない。

- 一 同一の子について当該被保険者が複数回の出生後休業を取得することについて妥当である場合として厚生労働省令で定める場合に該当しない場合における二回目以後の出生後休業
- 二 同一の子について当該被保険者が五回以上の出生後休業（当該出生後休業を五回以上取得することについてやむを得ない理由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当するものを除く。）をした場合における五回目以後の出生後休業
- 三 同一の子について当該被保険者がした出生後休業ごとに、当該出生後休業を開始した日から当該出生後休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が二十八日に達した日以後の出生後休業

4 第一項第一号の「みなし被保険者期間」は、出生後休業を開始した日を被保険者でなくなつた日とみなして第十四条（第二項第三号を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。

5 労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をした被保険者であつて、前項に規定するみなし被保険者期間が十二箇月に満たないものについて第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、同号中「当該出生後休業（当該子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。以下この号及び第四項において同じ。）を開始した日」とあるのは「特例基準日（当該子について労働基準法第六十五条第一項

の規定による休業を開始した日（厚生労働省令で定める理由により当該日によることが適当でない）と認められる場合においては、当該理由に応じて厚生労働省令で定める日）をいう。以下この号及び第四項において同じ。」と、「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」と、同項中「出生後休業を開始した日」とあるのは「特例基準日」とする。

6 出生後休業支援給付金の額は、出生後休業支援給付金の支給を受けることができる被保険者を受給資格者と、当該被保険者が当該出生後休業支援給付金の支給に係る出生後休業（同一の子について二回以上の出生後休業をした場合にあつては、初回の出生後休業とする。）を開始した日の前日を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額に当該被保険者が対象期間内に出生後休業をした日数（その日数が二十八日を超えるときは、二十八日）を乗じて得た額の百分の十三に相当する額とする。この場合における同条の規定の適用については、同条第一項中「第一項ただし書」とあるのは「第一項ただし書及び第二項第三号」と、同条第四項中「第二号に掲げる額」とあるのは「第二号及び前項の「対象期間」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 被保険者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしなかつたとき、その子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までの期間
- 二 被保険者がその子について労働基準法第六十五条第二項の規定による休業をしたとき、次のイからハまでに定める期間

イ 出産予定日に当該子が出生したとき、当該出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

ロ 出産予定日前に当該子が出生したとき、当該出生の日から当該出産予定日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

ハ 出産予定日後に当該子が出生したとき、当該出産予定日から当該出生の日から起算して十六週間を経過する日の翌日までの期間

2 前項の規定にかかわらず、支給対象月に支払われた賃金の額が、厚生労働省令で定めるところにより、労働者をその賃金の額の高低に従い区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金の額に係る階層に属する労働者の賃金の額の

（給付制限）
第六十一条の十一 第六十一条の九の規定は、出生後休業支援給付について準用する。この場合において、同条第二項中「係る育児休業」とあるのは「係る出生後休業（次条第一項に規定する出生後休業をいう。以下この項において同じ。）を」と、「新たに育児休業」とあるのは「新たに出生後休業」と、「同項の」とあるのは「前項の」と、「育児休業」とあるのは「出生後休業」と読み替へるものとする。

第四節 育児時短就業給付
第六十一条の十二 育児時短就業給付金は、被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、その二歳に満たない子を養育するための所定労働時間を短縮することによる就業（以下この節において「育児時短就業」という。）をした場合において、当該育児時短就業（当該子について二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日前二年間（当該育児時短就業（当該子について二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。）を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたとき、又は当該被保険者が育児時短就業に係る子について、育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該育児休業給付金に係る育児休業終了後引き続き育児時短就業（当該子について二回以上の育児時短就業をした場合にあつては、初回の育児時短就業とする。以下この項、第三項及び第六項において同じ。）をしたとき、若しくは出生時育児休業給付金の支給を受けていた場合であつて当該出生時育児休業給付金に係る出生時育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたときに、支給対象月について支給する。

2 前項の規定にかかわらず、支給対象月に支払われた賃金の額が、厚生労働省令で定めるところにより、労働者をその賃金の額の高低に従い区分し、その区分された階層のうち最も高い賃金の額に係る階層に属する労働者の賃金の額の

職業訓練の推進のための活動を行う者に対して、同法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、同法第二十四条第三項（同法第二十七条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する認定職業訓練（第五号において「認定職業訓練」という。）その他当該事業主等の行う職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行うこと並びに当該職業訓練を振興するために必要な助成及び援助を行う都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

二 公共職業能力開発施設（公共職業能力開発施設）の行う職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。以下この号において同じ。又は職業能力開発総合大学校（職業能力開発総合大学校の行う指導員訓練又は職業訓練を受ける者のための宿泊施設を含む。）を設置し、又は運営すること、職業能力開発促進法第十五条の七第一項ただし書に規定する職業訓練を行うこと及び公共職業能力開発施設を設置し、又は運営する都道府県に対して、これらに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

三 求職者及び退職を予定する者に対して、再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習（第五号において「職業講習」という。）並びに作業環境に適応させるための訓練を実施すること。

四 職業能力開発促進法第十条の四第二項に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

五 職業訓練（公共職業能力開発施設又は職業能力開発総合大学校の行うものに限る。）又は職業講習を受ける労働者に対して、当該職業訓練又は職業講習を受けることを容易にし、又は促進するために必要な交付金を支給すること及びその雇用する労働者に職業能力開発促進法第十一条に規定する計画に基づく職業訓練、認定職業訓練その他の職業訓練を受けさせる事業主（当該職業訓練を受ける期間、労働者に対し所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金を支払う事業主に限る。）に対して、必要な助成を行うこと。

六 職業能力開発促進法第十条の三第一項第一号の規定によりキャリアアコンサルティング（同法第二十五条第五項に規定するキャリアアコンサルティングをいう。以下この号において同

じ。）の機会を確保する事業主に対して必要な援助を行うこと及び労働者に対してキャリアアコンサルティングの機会を確保を行うこと。

七 技能検定の実施に要する経費を負担すること、技能検定を行う法人その他の団体に対して、技能検定を促進するために必要な助成を行うこと及び技能検定を促進するために必要な助成を行う都道府県に対して、これに要する経費の全部又は一部の補助を行うこと。

八 同意地域高年齢者就業機会確保計画に係る高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十四条第二項第三号に規定する事業のうち労働者の能力の開発及び向上に係るものを行うこと。

九 前各号に掲げるもののほか、労働者の能力の開発及び向上のために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

二 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準については、同項第二号の規定による都道府県に対する経費の補助に係るものにあつては政令で、その他の事業に係るものにあつては厚生労働省令で定める。

三 政府は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及びこれに基づく命令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事業の一部を独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構に行わせるものとする。

第六十四条 政府は、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者の就職に必要な能力を開発し、及び向上させるため、能力開発事業として、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行う者に対して、同法第五条の規定による助成を行うこと及び同法第二条に規定する特定求職者に対して、同法第七条第一項の職業訓練受講給付金を支給することができる。

第六十五条 第六十二条及び第六十三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害し

ない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第五章 費用の負担

（国庫の負担）

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）、教育訓練給付（教育訓練休業給付金に限る。第三号において同じ。）及び雇用継続給付（介護休業給付金に限る。第四号において同じ。）、育児休業給付並びに第六十四条に規定する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。

一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付に
 ついては、当該イ又はロに掲げる場合の区分
 に応じ、当該イ又はロに定める割合
 イ 毎会計年度の前々会計年度における労働
 保険特別会計の雇用勘定の財政状況及び求
 職者給付の支給を受けた受給資格者の数の
 状況が、当該会計年度における求職者給付
 の支給に支障が生じるおそれがあるものと
 して政令で定める基準に該当する場合 当
 該日雇労働求職者給付金以外の求職者給付
 に要する費用の四分の一
 ロ イに掲げる場合以外の場合 当該日雇労働
 求職者給付金以外の求職者給付に要する
 費用の四十分の一
 二 日雇労働求職者給付金については、次のイ
 又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又
 はロに定める割合
 イ 前号イに掲げる場合 当該日雇労働求職
 者給付金に要する費用の三分の一
 ロ 前号ロに掲げる場合 当該日雇労働求職
 者給付金に要する費用の三十分の一

三 教育訓練給付については、次のイ又はロに
 掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定
 める割合
 イ 第一号イに掲げる場合 当該教育訓練給
 付に要する費用の四分の一
 ロ 第一号ロに掲げる場合 当該教育訓練給
 付に要する費用の四十分の一
 四 雇用継続給付については、当該雇用継続給
 付に要する費用の八分の一
 五 育児休業給付については、当該育児休業給
 付に要する費用の八分の一

第六十四条に規定する職業訓練受講給付金
 の支給については、当該職業訓練受講給付金
 に要する費用の二分の一

二 前項第一号に規定する日雇労働求職者給付金
 以外の求職者給付については、国庫は、毎会計
 年度（国庫が同号ロの規定による負担額を負担
 する会計年度を除く。）において、支給した当
 該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が
 徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を
 超える場合には、同号の規定にかかわらず、当
 該超過額について、同号の規定による国庫の負
 担額を加えて国庫の負担が当該会計年度におい
 て支給した当該求職者給付の総額の三分の一に
 相当する額に達する額までを負担する。

三 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に
 掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額
 の合計額を減じた額とする。
 一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第
 六十八条第二項において「一般保険料徴収
 額」という。）
 イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十
 二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般
 保険料の額のうち同条第四項に規定する雇
 用保険率（第三号及び第四号において単に
 「雇用保険率」という。）に応ずる部分の額
 ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事
 業に係る一般保険料の額
 二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の
 額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と
 協議して定める率を乗じて得た額
 三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減
 じた額に徴収法第十二条第四項第二号に規定
 する育児休業給付費充当徴収保険率を雇用保
 険率で除して得た率（次項及び第六十八条第
 二項において「育児休業給付率」という。）
 を乗じて得た額
 四 一般保険料徴収額から第二号に掲げる額を
 減じた額に徴収法第十二条第四項第三号に規
 定する二事業費充当徴収保険率を雇用保険率
 で除して得た率（次項及び第六十八条第二項
 において「二事業率」という。）を乗じて得
 た額

四 日雇労働求職者給付金については、国庫は、
 毎会計年度（国庫が第一項第二号ロの規定によ
 る負担額を負担する会計年度を除く。）におい
 て第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超え
 る場合には、同項第二号の規定にかかわらず、
 同号の規定による国庫の負担額から当該超過額
 に相当する額を減じた額（その額が当該会計年
 度において支給した日雇労働求職者給付金の総

額

給を受ける者に対して、当該市（特別区を含む。）町村の条例の定めるところにより、求職者給付又は就職促進給付の支給を受ける者の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる。（報告等）

第七十六条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者若しくは日雇受給資格者（以下「受給資格者等」という。）若しくは教育訓練給付金支給対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体に対して、この法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主、受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は教育訓練給付金支給対象者に対し第六十条の二第一項に規定する教育訓練を行う指定教育訓練実施者に対して、この法律の施行に關して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3 離職した者は、厚生労働省令で定めるところにより、従前の事業主又は当該事業主から徴収法第三十三条第一項の委託を受けて同項に規定する労働保険事務の一部として求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付に關する事務を処理する労働保険事務組合に対して、求職者給付の支給を受けるために必要な証明書の交付を請求することができる。その請求があつたときは、当該事業主又は労働保険事務組合はその請求に係る証明書を交付しなければならない。

4 前項の規定は、教育訓練給付、雇用継続給付又は育児休業等給付の支給を受けるために必要な証明書の交付の請求について準用する。この場合において、同項中「離職した者」とあるのは「被保険者又は被保険者であつた者」と、「従前の事業主」とあるのは「当該被保険者若しくは被保険者であつた者を雇用し、若しくは雇用していた事業主」と読み替へるものとする。

第七十七条 行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付金支給対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者に対して、この

法律の施行に關して必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

（資料の提供等）

第七十七条の二 行政庁は、関係行政機関又は私の団体に対して、この法律の施行に關して必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

2 前項の規定による協力を求められた関係行政機関又は公私の団体は、できるだけその求めに応じなければならない。

（診断）

第七十八条 行政庁は、求職者給付の支給を行うため必要があると認めるときは、第十五条第四項第一号の規定により同条第二項に規定する失業の認定を受け、若しくは受けようとする者、第二十条第一項の規定による申出をした者又は傷病手当の支給を受け、若しくは受けようとする者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができる。（立入検査）

第七十九条 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付金支給対象者を雇用し、若しくは雇用していたと認められる事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であつた団体の事務所（以下「事務所」という。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（船員に関する特例）

第七十九条の二 船員である者が失業した場合に關しては、第十条の四第二項中「又は業として」とあるのは「若しくは業として」と、「除く。」とあるのは「除く。」又は船員職業安定法第六条第四項に規定する無料船員職業紹介事業者若しくは業として同条第五項に規定する職

業指導（船員の職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（地方運輸局（運輸監理部、運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。第十五条第五項において同じ。）及び船員雇用促進センター（船員の雇用の促進に關する特別措置法第七条第二項に規定する船員雇用促進センターをいう。以下同じ。）を除く。）と、第十五条第二項から第四項まで、第十九条第三項、第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第二項、第二十九条第二項、第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第二項及び第三項、第三十三条第一項及び第二項、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条第一項、第三十七條の四第五項、第三十九條第二項、第四十条第三項及び第四項、第四十一条第一項、第四十七條第二項、第五十一条第一項、第五十二条第一項及び第二項、第五十三条第一項、第五十六条の三第一項並びに第五十九条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第十五条第三項中「法令の規定に基づき失業者」とあるのは「失業者」と、同条第五項中「職業安定機関」とあるのは「職業安定機関、地方運輸局、船員雇用促進センター」と、第二十九条第一項、第三十二条第一項、第四十三条第一項第一号及び第五十八条第一項中「公共職業安定所」又は「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」と、第二十九条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所

若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）が」と、第三十二条第一項第四号及び第五十二条第一項第三号中「事業所」とあるのは「事業所又は船員職業安定法第二十一条（第二項ただし書を除く。）の規定に該當する船舶」と、第五十八条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「公共職業安定所若しくは地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）」と、「公共職業安定所長」とあるのは「公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長」とする。

第七十九条の三 第十五条第二項の規定（前条の規定により読み替へて適用される場合を含む。）により、求職の申込みを受ける公共職業安定所長又は地方運輸局（運輸監理部並びに厚生労働大臣が国土交通大臣に協議して指定する運輸支局及び地方運輸局、運輸監理部又は運輸支局の事務所を含む。）の長は、その必要があると認めるときは、他の公共職業安定所長又は地方運輸局の長にその失業の認定を委嘱することができる。

（経過措置の命令への委任）

第八十条 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。この法律に基づき、厚生労働大臣が第十八条第四項の自動変更対象額その他の事項を定め、又はこれを改廃する場合においても、同様とする。

（権限の委任）

第八十一条 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

2 前項の規定により都道府県労働局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長に委任することができる。

(厚生労働省令への委任)
第八十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

第八章 罰則

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合
二 第七十三条の規定に違反した場合
三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合
四 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十四条 労働保険事務組合が次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした労働保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。
一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合
二 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合
三 第七十六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
四 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十五条 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付金支給対象者又は未支給の失業等給付等の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。
一 第四十四条の規定に違反して偽りその他不正の行為によつて日雇労働被保険者手帳の交付を受けた場合

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかつた場合
三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人(法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。)の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。
2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、附則第二十一条の規定は、同年一月一日から施行する。
(適用範囲に関する暫定措置)
第二条 次の各号に掲げる事業(国、都道府県、市町村その他これらに準ずるもの、の事業及び法人である事業主の事業(事務所に限る。))を除く。であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。
一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業(船員が雇用される事業を除く。)

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。
(被保険者期間に関する経過措置)
第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなつた場合(引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。)

において当該短期雇用特例被保険者となつた日(以下この条において「資格取得日」という。)から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日(以下この条において「資格喪失日」という。)の前日までの間の短期雇用特例被保険者であつた期間についての第十四条第一項及び第三項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。
第四条 第十三条第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。)であつて、受給資格に係る離職の日が平成二十一年三月三十一日から令和九年三月三十一日までの間(附則第十一条の第三項において「特定期間」という。)であるものに係る基本手当の支給については、当該受給資格者(第二十二條第二項に規定する受給資格者を除く。)を第二十三條第二項に規定する特定受給資格者とみなして第二十二條、第二十二條及び第二十三條第一項の規定を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十二條第一項の規定の適用については、同項中「若しくは第二十四条の第二項」とあるのは、「第二十四条の第二項若しくは附則第四条第一項」とする。
第五条 受給資格に係る離職の日が令和九年三月三十一日以前である受給資格者(第二十二條第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外の受給資格者のうち第十三條第三項に規定する特定理由離職者(厚生労働省令で定める者に限る。))である者及び第二十三條第二項に規定する特定受給資格者に限る。であつて、厚生労働省令で定める基準に照らして雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域内に居住し、かつ、公共職業安定所長が第二十四条の第二項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの(個別延長給付を受けることができる期間内の失業している日(失業していることについての

認定を受けた日に限る。))について、所定給付日数(当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。次項において同じ。)を超えて、基本手当を支給することができる。
2 前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日(所定給付日数が第二十三條第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)を限度とするものとする。
3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける受給資格者の受給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に前項に規定する日数を加えた期間とする。

4 第一項の規定の適用がある場合における第二十八條、第二十九條、第三十二條、第三十三條、第七十二條第一項及び第七十九條の二の規定の適用については、第二十八條第一項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は附則第五条第一項の規定による基本手当の支給(以下「地域延長給付」という。))を」と、「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、地域延長給付」と、個別延長給付又は地域延長給付」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付」と、個別延長給付又は地域延長給付が行われること」と、「個別延長給付が行われる間」とあるのは「個別延長給付又は地域延長給付が行われる間」と、第二十九條第一項及び第三十二條第一項中「又は全国延長給付」とあるのは「全国延長給付又は地域延長給付」と、第三十三條第五項中「広域延長給付」とあるのは「地域延長給付、広域延長給付」と、第七十二條第一項中「若しくは第二十四条の第二項」とあるのは「第二十四条の第二項若しくは附則第五条第一項」と、若しくは第五十六條の三第一項」とあるのは「第五十六條の三第一項若しくは附則第五条第一項」と、第七十九條の二中「並びに第五十九條第一項」とあるのは「第五十九條第一項並びに附則第五条第一項」とする。

年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五二年五月二〇日法律第四三三号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十二年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第六十六條第三項第三号の改正規定(「千分の三」を「千分の三・五」に改める部分に限る。)、第二條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項の改正規定及び同条第五項の改正規定(「千分の十一」から「千分の十五」までを「千分の十一・五」から「千分の十五・五」までに改める部分及び「千分の十三」から「千分の十七」までを「千分の十三・五」から「千分の十七・五」まで」に改める部分に限る。)、次条第一項の規定並びに附則第五條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)附則第四條から第六條までの改正規定は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二條に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五三年五月八日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則 (昭和五四年六月八日法律第四〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五六年四月二五日法律第二七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中雇用保険法第六十二條第一項第一号の改正規定(「、高齢者の雇入れの促進」を削る部分を除く。)、昭和五十七年一月一日

四 第一条中雇用保険法第六十三條の改正規定 昭和五十七年四月一日

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五九年七月一三日法律第五四号) 抄

第一条 この法律は、昭和五十九年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第四十八條、第四十九條及び第五十四條の改正規定、第二條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十二條第四項の改正規定並びに附則第八條の規定 昭和五十九年九月一日

(雇用保険の適用除外等に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に雇用保険の被保険者となり、かつ、その被保険者となつた日における年齢が六十五歳以上である者であつて、引き続き施行日までの同一の事業主の雇用保険の適用事業に雇用されているものについては、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。))第六條第一号の規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 前項の規定により新雇用保険法第六條第一号の規定を適用しないこととされた雇用保険の被保険者のうち、施行日に雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は同法第四十三條第一項に規定する日雇労働被保険者(以下この項において「短期雇用特例被保険者」という。))に該当する者以外の者(以下この項において「一般被保険者」という。))については施行日に、施行日に短期雇用特例被保険者等に該当し、かつ、施行日後前項に規定する期間内に一般被保険者となつた者については当該一般被保険者となつた日に、新雇用保険法第三十七條第二項に規定する高齢年齢継続被保険者となつたものとみなして、新雇用保険法第十條第三項、第三十七條の二及び第三十七條の三の規定を適用する。

(基本手当の日額等に関する経過措置)

第三条 その受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。))に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、第一条の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。))第十六條から第十八條までの規定の例による。この場合において、旧雇用保険法第十六條中「第十八條第一

項の規定」とあるのは「第十八條第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))と、旧雇用保険法第十七條第四項中「次條第一項の規定」とあるのは「次條第一項の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))とする。

2 新雇用保険法第十六條の規定による基本手当日額率の制定は、昭和五十九年八月における新雇用保険法第十八條第一項に規定する平均定期給与額を基礎として行われたものとして、同項の規定を適用する。

3 新雇用保険法第十九條第一項(新雇用保険法第三十七條第九項において準用する場合を含む。))の規定は、施行日以後に行われる失業の認定に係る期間について適用する。

(基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)

第四条 旧受給資格者に係る雇用保険法第二十条の規定による期間及び日数並びに所定給付日数については、なお従前の例による。

(基本手当等の給付制限に関する経過措置)

第五条 施行日以前の離職に係る雇用保険法第三十三條第一項(同法第四十條第三項において準用する場合を含む。))の規定による給付制限は、なお従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)

第六条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七條第三項の規定にかかわらず、附則第三條第一項の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。))に係る特例一時金の額に関する新雇用保険法第四十條第一項の規定の適用については、同項中「第十五條第一項に規定する受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三條第一項に規定する旧受給資格者」と、「第十六條から第十八條まで」とあるのは「同項」とする。

(日雇労働者給付金の日額に関する経過措置)

第八条 昭和五十九年九月一日前の日に係る日雇労働者給付金の日額については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年九月中の雇用保険法第四十七條第一項に規定する失業している日について支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八條の規定の適用については、同年七月中の日について第二條の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八條第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。))のうち同年八月の日について納付された新雇用保険法第四十八條第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。))の納付日数(その納付日数が同年七月中の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八條第二号に規定する第二級印紙保険料については新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第三級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八條第二号に規定する第三級印紙保険料については新雇用保険法第四十八條第二号に規定する第四級印紙保険料とみなす。

3 前項の規定は、雇用保険法第五十三條第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。))が次の表の上欄に掲げる月又は昭和五十九年十二月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四條第二号の規定の適用について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、前項中「同年七月」中」とあるのは「雇用保険法第五十三條第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、「納付日数(その納付日数」とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

昭和五十九年八月	納付日数に五を乗じて得た日数(その日数)
----------	----------------------

昭和五十九年九月	納付日数に四を乗じて得た日数(その日数)
昭和五十九年十月	納付日数に三を乗じて得た日数(その日数)
昭和五十九年十一月	納付日数に二を乗じて得た日数(その日数)

(雇用保険の再就職手当の支給に関する経過措置)

第九條 旧受給資格者が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第四條の規定により従前の例によることとされた当該受給資格に係る雇用保険法第二十条第一項の規定による期間と、附則第三條第二十条第一項の規定による期間と、附則第三條第二十条第一項の規定による基本手当の額を新雇用保険法第十六條の規定による基本手当の日額とみなして、新雇用保険法第五十六條の二の規定を適用する。

(常用就職支度金の額に関する経過措置)

第十條 旧受給資格者、旧特例受給資格者及び附則第八條の規定による日額の日雇労働求職者給付金の支給を受ける者に対する新雇用保険法第五十七條第三項の規定の適用については、同法中「第十六條の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第五十四号)附則第三條第一項の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは「同項の規定による旧受給資格者」と、「第十六條から第十八條まで」とあるのは「同項」と、「第四十八條又は第五十四條第二号」とあるのは「同法附則第八條」とする。

(印紙保険料の額に関する経過措置)

第十一條 施行日前の日について納付すべき印紙保険料の額については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十九年二月二五法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

第二十八條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六〇年六月八日法律第五六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則 (昭和六一年二月四日法律第九三号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(政令への委任)

第四十二條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則 (昭和六二年三月三十一日法律第二三三号)

この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附則 (昭和六三年五月六日法律第二六号) 抄

第一条 この法律は、昭和六十三年七月一日から施行する。

附則 (平成元年六月二八日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成元年十月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法の目次の改正規定(第六十一條の二)を「第六十二條」に改める部分に限る。同法第一條、第三條及び第六十一條の二第一項の改正規定、同法第六十二條とする改正規定、同法第六十五條、第六十六條第三項第三号及び第五項第一号並びに第六十八條第三項の改正規定、第二條の規定並びに附則第三條、第四條及び第七條から第十二條までの規定は、公布の日から施行する。(短時間労働者に関する経過措置等)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、第一條の規定による改正後の雇用保険法(以下「新法」という。)第六條第一号の二の規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

2 次の各号に掲げる被保険者に対する新法第十三條第一項、第十四條第二項、第三十七條の三第一項及び第三十九條第一項の規定の適用につ

いては、当該各号に規定する短時間労働者であった期間は、新法第十三條第一項第一号に規定する短時間労働被保険者(以下「短時間労働被保険者」という。)以外の被保険者であった期間とみなす。

一 施行日前の被保険者であった期間に新法第六條第一号の二に規定する短時間労働者(以下「短時間労働者」という。)であった期間がある被保険者(次号に該当するものを除く。)

二 施行日前から施行日以降引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され、その雇用された期間を通じて新法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であった被保険者であつて、その雇用された期間に短時間労働者であつた期間があるもの

3 施行日の前日において短時間労働者であり、かつ、引き続き施行日において同一の事業主の適用事業に短時間労働者として雇用されている被保険者(前項第二号に掲げる被保険者であるものを除く。以下「継続短時間労働被保険者」という。)であつたことがある者であつて、労働省令で定める日までに公共職業安定所に申し出たものについては、労働省令で定めるところにより、施行日からその者の希望する日(当該引き続き雇用された期間の末日(当該短時間労働者の一週間の所定労働時間が、施行日以後に、施行日の前日においてその者の一週間の所定労働時間とされていた時間よりも短くなった場合においては、その短くなった日の前日)以前の日に限る。)までの間の短時間労働者であつた期間は短時間労働被保険者以外の被保険者であつた期間とみなして、新法の規定を適用する。

4 継続短時間労働被保険者(前項に規定する公共職業安定所に申し出た者であつて、同項に規定する希望する日以前に離職したものを除く。)については、施行日(同項に規定する公共職業安定所長に申し出た者にあつては、同項に規定する希望する日の翌日)に新法第三十五條の二第一項第一号又は第三十七條の五第一項第一号に掲げる事由が生じたものとみなして、新法第三十五條の二又は第三十七條の五の規定を適用する。

5 新法第十六條の規定による基本手当日額表は、昭和五十九年八月における新法第十八條第一項に規定する平均定期給与額を基礎として定

められたものとみなして、同項の規定を適用する。

(政令への委任)

第四条 前二條に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後適当な時期において、短時間労働被保険者に係る新法の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 (平成三年五月二日法律第五六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第七條 附則第二條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成四年三月三十一日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第四十六條、第四十七條及び附則第七條第一項の改正規定、第二條中雇用保険法第八十三條から第八十五條までの改正規定並びに附則第十條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第二條中雇用保険法第十七條第三項、第十九條、第三十三條第三項、第三十七條第九項及び第五十六條の二第一項の改正規定並びに附則第四條から第六條までの規定 平成四年十月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後、今後の雇用動向等を勘案しつつ、雇用保険事業における諸給付の在り方、費用負担の在り方等について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(賃金日額等に関する経過措置)

第四条 その受給資格に係る離職の日が平成四年十月一日前である受給資格者(以下「旧受給資

格者」という。)に係る雇用保険法第十七条第三項の規定による賃金日額の算定については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十九条第一項(新雇用保険法第三十七条第九項において準用する場合を含む。)の規定は、平成四年十月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用する。

3 新雇用保険法第十九条第二項の規定は、平成四年度以後の年度において同項に規定する場合に該当することとなった場合における同条第一項に規定する控除額の変更について適用する。(基本手当の支給の期間に関する経過措置)

第五条 旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間については、なお従前の例による。

第六条 平成四年十月一日前に安定した職業に就いた受給資格者についての雇用保険法第五十六条の第二項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

2 旧受給資格者が平成四年十月一日以後に安定した職業に就いた場合においては、前条の規定により従前の例によることとされた当該旧受給資格者に係る雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間を新雇用保険法第三十三条第三項の規定による期間とみなして、新雇用保険法第五十六条の第二項の規定を適用する。

第七条 新雇用保険法附則第二十三条第一項の規定は、平成四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、平成四年度に係る国庫の負担額については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の九」とする。(その他の経過措置の政令への委任)

第十一条 附則第三条から第七条まで及び第九号に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要経過措置は、政令で定める。

附則 (平成四年三月三十一日法律第二十三号)抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成六年六月二十九日法律第五十七号)抄
施行期日
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第五十六条の二第一項の改正規定(第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。以下この節において同じ。)を削る部分を除く。及び同法附則第二十五条を同法附則第二十六条とし、同法附則第二十四条を同法附則第二十五条とし、同法附則第二十三条の次に一条を加える改正規定、第三条中船員保険法第三十三条ノ九及び第三十三条ノ十五ノ二の改正規定並びに附則第十二条、第十八条及び第十九条の規定。この法律の公布の日

二 第一条中雇用保険法第四十五条、第五十条第一項及び第五十三条第一項第一号の改正規定並びに附則第十条の規定。この法律の公布の日

三 略
四 第一条中雇用保険法第四十八条、第四十九条及び第五十四条の改正規定、第二条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の次に一条を加える改正規定並びに附則第十一条及び第十三条第一項の規定。平成六年九月一日

第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)であつて、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日前であるもの(以下「旧日額対象の旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額、賃金日額及び基本手当の日額の自動的変更については、なお従前の例による。

(平成七年度における基本手当の日額の自動的変更に関する経過措置)
第三条 平成七年度における基本手当の日額の自動的変更については、労働大臣は、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十八条第一項の規定にかかわらず、平成六年四月一日から始まる年度の平均給与額が平成三年六月における平均定期給与額(第一条の規定による改正前の雇用保険法

(以下「旧雇用保険法」という。)第十八条第一項の規定により基本手当日額表が改正された場合は、当該改正の基礎となった平均定期給与額)を超え、又は下るに至つた場合においては、その上昇し、又は低下した比率に応じて、平成七年八月一日以後の新雇用保険法第十八条第三項に規定する自動変更対象額を変更しなればならない。この場合における同項に規定する自動変更対象額の変更は、新雇用保険法第三章の規定の適用については、新雇用保険法第十八条の規定による同条第三項に規定する自動変更対象額の変更とみなす。

2 前項の規定により変更された同項の自動変更対象額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。

第四条 旧受給資格者に係る所定給付日数及び個別延長給付の日数については、なお従前の例による。

2 受給資格に係る離職の日(以下この項において「基準日」という。)が施行日から平成十二年三月三十一日までの間にある受給資格者(施行日において五十五歳以上六十歳未満であるものに限り)であつて、次の各号のいずれにも該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に照らして就職が困難な者であると認められたものについては、新雇用保険法第二十二條の二の規定にかかわらず、雇用保険法第二十二條第一項及び第二項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日を超えない範囲内で厚生労働省令で定める日数を限度とするものとする。

3 前項の規定に該当する受給資格者については、雇用保険法第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項並びに第二十七条第一項中「所定給付日数」とあるのは、「所定給付日数に雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第四条第二項に規定する厚生労働省令で定める日数を加えた日数」とする。

(基本手当等の給付制限に関する経過措置)
第五条 施行日前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等については、新雇用保険法第三十三条第一項ただし書(新雇用保険法第三十七条の四第五項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

(傷病手当の日額に関する経過措置)
第六条 旧日額対象の旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(高齢求職者給付金の額に関する経過措置)
第七条 高齢求職者給付金の額に関する経過措置は、附則第二条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

第八条 旧雇用保険法第三十七条の六の規定により基本手当の支給を受ける旧高齢受給資格者に係る求職者給付の支給については、なお従前の例による。ただし、同条の規定により受給資格者とみなされることにより取得した受給資格に基づく基本手当の支給を受ける初日が平成八年八月一日以後である旧高齢受給資格者に係る基本手当の日額については、新雇用保険法第六十六条から第十八条までの規定を適用して算定する。

(特例一時金の額に関する経過措置)
第九条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者(以下「旧特例受給資格者」という。)に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

一 第四十条第一項の規定の適用については、同項中「第十五条第一項に規定する受給資格者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第二条に規定する旧日額対象の旧受給資格者」

二 次のいずれかに該当する者
イ 基準日において短時間労働被保険者以外

の被保険者であつた受給資格者であつて、その算定基礎期間が十年以上二十年未満である者
ロ 基準日において短時間労働被保険者であつた受給資格者であつて、その算定基礎期間が一年以上五年未満である者

二 次のいずれかに該当する者
イ から二までのいずれかに該当する者その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める者

と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは「同条」とする。

二 第四十条第二項の規定は、適用しない。
(日雇労働者給付金の受給資格に関する経過措置)

第十条 附則第一条第二号に掲げる改正規定の施行の日前の日に係る日雇労働者給付金の受給資格については、なお従前の例による。
(日雇労働者給付金の日額等に関する経過措置)

第十一条 平成六年九月一日前の日に係る日雇労働者給付金の日額及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十一条第一項に規定する印紙保険料の額の区分に係る賃金の日額(第三項及び第四項において「等級区分日額」という。)については、なお従前の例による。

2 平成六年九月中に支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第四十八条の規定の適用については、同年七月七日の日について第二項の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料は、同条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定により納付された印紙保険料とみなし、旧雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「旧第一級印紙保険料」という。)のうち同年八月八日について納付された新雇用保険法第四十八条第一号に規定する第一級印紙保険料(以下「新第一級印紙保険料」という。)の納付日数(その納付日数が同年七月七日の日について納付された旧第一級印紙保険料の納付日数を超えるときは、当該旧第一級印紙保険料の納付日数)に相当する納付日数分については当該納付日数分の新第一級印紙保険料と、残余の納付日数分については当該納付日数分の新雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料と、旧雇用保険法第四十八条第二号イに規定する第二級印紙保険料、旧雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料及び旧雇用保険法第四十八条第二号ハに規定する第四級印紙保険料については新雇用保険法第四十八条第二号ロに規定する第三級印紙保険料とみなす。

3 厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額(新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働者給付金の日額等が変更されたときは、直近の

当該変更の基礎となった平均定期給与額。次項において同じ。)の百分の百二十を超えるに至ったことにより同項の規定により日雇労働者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の日額である四千円については六千二百円に、等級区分日額である八千二百円については一万三千三百円に、それぞれ変更するものとする。

4 厚生労働大臣は、当分の間、平均定期給与額が平成六年九月の平均定期給与額の百分の八十三を下るに至ったことにより新雇用保険法第四十九条第一項の規定により日雇労働者給付金の日額等を変更する場合においては、同項の規定にかかわらず、日雇労働者給付金の日額である六千二百円については四千円に、等級区分日額である一万三千三百円については八千二百円に、それぞれ変更するものとする。

5 第二項の規定は、新雇用保険法第五十三条第一項の規定による申出をした者であつて、同項第二号に規定する基礎期間の最後の月(以下この項において「最終月」という。)が次の表の上欄に掲げる月又は平成六年十二月であるものに対して支給する日雇労働者給付金に関する新雇用保険法第五十四条第二号の規定について準用する。この場合において、最終月が同欄に掲げる月である者に関しては、第二項中「同年七月七日」とあるのは「新雇用保険法第五十三条第一項第二号に規定する基礎期間のうち同年七月三十一日までの期間内」と、納付日数(その納付日数)とあるのは同表上欄に掲げる最終月の区分に応じ同表下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

平成六年八	納付日数に五を乗じて得た日数 (その日数)
平成六年九	納付日数に四を乗じて得た日数 (その日数)
平成六年十	納付日数に三を乗じて得た日数 (その日数)
平成六年十一月	納付日数に二を乗じて得た日数 (その日数)

第十二条 附則第一条第一号に掲げる改正規定の施行の日前に安定した職業に就いた受給資格者(旧雇用保険法第三十七条の六の規定により受給資格者とみなされた者を含む。)についての

新雇用保険法第五十六条の二第一項の規定による再就職手当の支給については、なお従前の例による。

2 旧日額対象の旧受給資格者(附則第八条の規定により従前の例によることとされた旧高年齢受給資格者を含む。次条において同じ。)が施行日以後に安定した職業に就いた場合においては、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条第一項の規定により従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二條に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。

3 前項の規定は、旧日額対象の旧受給資格者以外の旧受給資格者について準用する。この場合において、同項中「安定した職業に就いた場合」とあるのは、附則第二条の規定により従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と」とあるのは、「安定した職業に就いた場合」と読み替へるものとする。(常用就職支度金の額に関する経過措置)

第十三条 附則第十一条の規定による日額の日雇労働者給付金の支給を受ける者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第四十八条又は第五十四条第二号」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号) 附則第十一条」とする。

2 旧日額対象の旧受給資格者及び旧特例受給資格者に対する雇用保険法第五十七条の規定の適用については、同条第三項中「第十六条の規定」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号) 附則第二条の規定」と、「基本手当の受給資格者」とあるのは、「同条の規定による旧日額対象の旧受給資格者」と、「第十六条から第十八条まで」とあるのは、「同条」とする。
(高年齢雇用継続給付に関する経過措置)

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と読み替へるものとする。

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と読み替へるものとする。

は当該支給対象月においてその日に相当する日(その日に相当する日がない月においては、その月の末日。)とあるのは「当該支給対象月の初日」と、同条第二項中「被保険者が六十歳に達した日の属する月から」とあるのは「平成七年四月から被保険者が」とする。

2 新雇用保険法第六十一条の二の規定は、施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった者について適用する。ただし、施行日前に安定した職業に就くことにより施行日以後も被保険者であるもの(当該職業に就いた日の前日において新雇用保険法第六十一条の二第一項に規定する受給資格者であつて、当該職業に就いた日において六十歳に達しているものに限る。)については、施行日に安定した職業に就いたものとみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該基本手当の日額の算定の基礎となつた賃金日額」とあるのは「当該被保険者を受給資格者と、平成七年四月一日を受給資格に係る離職の日とみなして第七十七条(第三項を除く。)の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額(以下「みなし賃金日額」という。)」と、同条第二項中「就職日の属する月」とあるのは「平成七年四月」と、「当該就職日の翌日」とあるのは「同月二日」と、同条第三項中「次条第一項の賃金日額」とあるのは「次条第一項のみなし賃金日額」と、「次条第一項」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号) 附則第十四条第二項の規定により読み替へて適用する次条第一項」とする。

3 新雇用保険法第六十一条第三項及び第四項の規定は、前項ただし書の被保険者に係る高年齢再就職給付金について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号) 附則第十四条第二項の規定により読み替へて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と、「みなし賃金日額」とあるのは「同項のみなし賃金日額(次項において「みなし賃金日額」という。)」と、第四項中「第一項の規定」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号) 附則第十四条第二項の規定により読み替へて適用する新雇用保険法第六十一条の二第一項の規定」と読み替へるものとする。

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と読み替へるものとする。

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と読み替へるものとする。

第十四条 施行日前に六十歳に達した被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の規定の適用については、同条第一項中「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と、「当該被保険者が六十歳に達した日」とあるのは「平成七年四月一日」と読み替へるものとする。

4 労働大臣は、施行日前に旧雇用保険法第十八条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては施行日から、附則第三条の規定により基本手当の日額が変更された場合においては平成七年八月一日から、これらの変更の比率に応じて、新雇用保険法第六十一条第一項に規定する支給限度額を変更しなければならない。この場合において、同項第二号中「その額が」とあるのは、「その額が雇用保険法等の一部を改正する法律（平成六年法律第五十七号）附則第十四条第四項及び第五項の規定又は」とする。

5 附則第三条第二項の規定は、前項の規定により変更された同項の支給限度額について準用する。

第十五条 新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する育児休業基本給付金及び新雇用保険法第六十一条の五第一項に規定する育児休業者職場復帰給付金は、新雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業開始当日が施行日以後である支給単位期間について支給する。

第十六条 新雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成七年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

第二十条 高齢求職者給付金の額に関する経過措置（高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が施行日前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者（以下「旧高齢受給資格者」という。）に係る高齢求職者給付金の額については、なお従前の例による。）

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月一七日法律第二十七号）抄
第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成八年五月二二日法律第四二号）抄
第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成八年七月一日から施行する。

（第二条の規定の施行に伴う経過措置）

第三条 施行日前にされた雇用保険法第六十九条第一項の審査請求のうち、施行日の前日において当該審査請求がされた日の翌日から起算して三箇月を経過しており、かつ、施行日の前日までに雇用保険審査官の決定がないもの（次項において「雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求」という。）に係る処分取消しの訴えについては、第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第七十一条の規定にかかわらず、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、当該処分取消しに係る未決定の三箇月経過審査請求について、その取消しの訴えを提起する前に、新雇用保険法第六十九条第二項の規定による再審査請求をしたときは、この限りでない。

2 雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求に係る処分取消しについて、その取消しの訴えが施行日前に提起されたときは、当該雇用保険に関する未決定の三箇月経過審査請求については、新雇用保険法第六十九条第二項の規定は適用しない。

附則（平成八年六月一四日法律第八二号）抄
第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

第二百二十五条 旧適用法人共済組合の組合員に係る施行日前に生じた失業等給付を支給すべき事由に関する失業等給付については、前条の規定による改正前の雇用保険法附則第三条の二の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成九年三月三一日法律第一八号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成九年五月九日法律第四五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中職業能力開発促進法（以下「能開法」という。）の目次、第十五条の六第一項、第十六条第一項及び第二項、第

十七条、第二十五条、第五節の節名並びに第二十七条の改正規定、能開法第二十七条の次に節名を付する改正規定並びに能開法第二十七条の二第二項、第九十七条の二及び第九十九条の二の改正規定、第二条の規定（雇用促進事業団法第十九条第一項第一号及び第二号の改正規定に限る。）並びに次条から附則第四条まで、附則第六条から第八条まで及び第十条から第十六条までの規定、附則第十七条の規定（雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第六十三条第一項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第十八条から第二十三条までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成九年一二月一十九日法律第一三一号）抄

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年三月三一日法律第一九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第五節を改める部分に限る）、同法第一条及び第十條第一項の改正規定、同法第五項を同法第六項とする改正規定、同法第四項の次に一項を加える改正規定、同法第五十七條第二項の改正規定、同法第三章第五節の次に一節を加える改正規定並びに同法第七十六條第一項、第七十七條、第七十九條第一項及び第八十五條の改正規定並びに第二条中船員保険法第一条第一項及び第三十三條ノ二第一項の改正規定、同法第三十三條ノ十六ノ三の次に一項を加える改正規定並びに同法第五十五條第二項の次に三項を加える改正規定、平成十年十二月一日

二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（第五節を改める部分を除く）、同法第十條第五項に一号を加える改正規定、同法第三十七條の四第一項、第六十一條第二項、第六十一條の二第二項及び第六十一條の四第一項の改正規定、同法第三章第六節第二款の次に一款を加える改正規定並びに同法第七十二條第一項

の改正規定、第二条中船員保険法第三十三條ノ二第三項に一号を加える改正規定、同法第三十三條ノ十二第一項第一号及び第三号並びに第三項、第三十三條ノ十二ノ三第二項第三号、第三十三條ノ十五ノ二第三項、第三十三條ノ十六ノ三第一項、第三十四條第二項、第三十五條第二項、第三十八條並びに第三十九條の改正規定並びに同法第五十五條に一項を加える改正規定並びに次条並びに附則第三条及び第五条から第七条までの規定、平成十一年四月一日

（高齢求職者給付金の額に関する経過措置）

第二条 高齢求職者給付金の額に関する経過措置

第三条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第六十一条の七第一項に規定する介護休業給付金は、同項に規定する休業を開始した日又は同条第三項に規定する休業開始当日が平成十一年四月一日以後である支給単位期間について支給する。

第四条 新雇用保険法第六十六条第一項及び附則第二十三條第一項の規定は、平成十年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

附則（平成一一年三月三一日法律第二〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二條から第四十九條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一二年七月一六日法律第八七号）抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十條の次に五條、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十條の九第一項に係る部分

(両議院の同意を得ることに係る部分に限る。)
 (一)に限る。)、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定(農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。)、並びに第四百七十二条の規定(市町村の合併の特例に関する法律第六條、第八條及び第十七條の改正規定に係る部分を除く。)、並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十二條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百一十條の規定 公布の日

第百五十九條 (国等の事務)

この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則第六百六十一條において「国等の事務」という。)、は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
 (不服申立てに関する経過措置)

第六百六十一條 (施行日前にされた国等の事務に係る処分)

施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについては、同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第六百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第六百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
 (検討)
第二百五十條 新地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 (政府、地方公共団体の事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できること、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。)

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律(第二條及び第三條を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第九百九十五條(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五五條、第千三百六六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則 (平成二十二年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
 (民法等の一部改正に伴う経過措置)
第二十五條 この法律の施行前に和議開始の申立があつた場合又は当該申立てに基づきこの法律の施行前若しくは施行後に和議開始の決定があつた場合においては、当該申立て又は決定に係る次の各号に掲げる法律の規定に定める事項に関する取扱いについては、この法律の附則の規定による改正後のこれらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年五月二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一條中雇用保険法第六十四條第一項の改正規定 公布の日
 二 第一條中雇用保険法第六十二條第一項第二号の改正規定 平成十二年十月一日
 三 第一條中雇用保険法第六十一條の四第四項、第六十一條の五第二項及び第六十一條の七第四項の改正規定、第三十三條中船員保険法第三十六條第四項、第三十七條第三項及び第三十八條第四項の改正規定並びに附則第七條、第八條、第十四條及び第十五條の規定、附則第二十三條中中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八條の二及び第六十八條の三第一項の改正規定、附則第二十四條の規定、附則第二十八條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第七十條の二及び第七十條の三第一項の改正規定並びに附則第二十九條の規定 平成十三年一月一日

附則 (平成二十二年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第八條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四條及び第二十五條の改正規定に限る。)、並びに附則第二條から第七條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條から第二十一條まで及び第二十九條の規定は平成十四年三月三十一日から、第四條、第六條、第九條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八條及び附則第八條、第九條、第十三條、第十六條及び第二十二條から第二十七條までの規定は同年四月一日から施行する。

四 雇用保険法第二十二條の二第一項第一号ハ(罰則の適用に関する経過措置)
第二十六條 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成二十二年五月二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第八條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四條及び第二十五條の改正規定に限る。)、並びに附則第二條から第七條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條から第二十一條まで及び第二十九條の規定は平成十四年三月三十一日から、第四條、第六條、第九條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八條及び附則第八條、第九條、第十三條、第十六條及び第二十二條から第二十七條までの規定は同年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一條中雇用保険法第六十四條第一項の改正規定 公布の日
 二 第一條中雇用保険法第六十二條第一項第二号の改正規定 平成十二年十月一日
 三 第一條中雇用保険法第六十一條の四第四項、第六十一條の五第二項及び第六十一條の七第四項の改正規定、第三十三條中船員保険法第三十六條第四項、第三十七條第三項及び第三十八條第四項の改正規定並びに附則第七條、第八條、第十四條及び第十五條の規定、附則第二十三條中中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八條の二及び第六十八條の三第一項の改正規定、附則第二十四條の規定、附則第二十八條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第七十條の二及び第七十條の三第一項の改正規定並びに附則第二十九條の規定 平成十三年一月一日

附則 (平成二十二年五月二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二條、第八條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律附則第二十四條及び第二十五條の改正規定に限る。)、並びに附則第二條から第七條まで、第十條、第十二條、第十四條、第十五條、第十七條から第二十一條まで及び第二十九條の規定は平成十四年三月三十一日から、第四條、第六條、第九條及び第十條(石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律第二十八條及び附則第八條、第九條、第十三條、第十六條及び第二十二條から第二十七條までの規定は同年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年五月二日法律第五九号) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一條中雇用保険法第六十四條第一項の改正規定 公布の日
 二 第一條中雇用保険法第六十二條第一項第二号の改正規定 平成十二年十月一日
 三 第一條中雇用保険法第六十一條の四第四項、第六十一條の五第二項及び第六十一條の七第四項の改正規定、第三十三條中船員保険法第三十六條第四項、第三十七條第三項及び第三十八條第四項の改正規定並びに附則第七條、第八條、第十四條及び第十五條の規定、附則第二十三條中中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第六十八條の二及び第六十八條の三第一項の改正規定、附則第二十四條の規定、附則第二十八條中地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第七十條の二及び第七十條の三第一項の改正規定並びに附則第二十九條の規定 平成十三年一月一日

(基本手当の日額の端数処理に関する経過措置)
第二條 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額の端数処理については、なお従前の例による。
 (短時間労働被保険者であつた受給資格者に係る賃金日額に関する経過措置)
第三條 旧受給資格者でその受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であつたものに係る第一條の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第十七條第四項第一号イの規定の適用については、なお従前の例による。

(基本手当の支給の期間及び日数並びに所定給付日数に関する経過措置)

第四條 旧受給資格者に係る雇用保険法第二十二條の規定による期間及び日数並びに同法第二十二條第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。
 (雇用保険の個別延長給付の支給及び延長給付に関する調整に関する経過措置)
第五條 旧受給資格者に係る第一條の規定による改正前の雇用保険法(以下「旧雇用保険法」という。)第二十二條の二及び第二十三條の規定による個別延長給付の支給並びに旧雇用保険法第二十八條の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

(雇用保険の再就職手当の額に関する経過措置)

第六條 旧受給資格者に係る雇用保険法第五十六條の二第三項の規定による再就職手当の額については、なお従前の例による。
 (雇用保険の育児休業基本給付金及び育児休業者職場復帰給付金の額に関する経過措置)
第七條 雇用保険法第六十一條の四第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の育児休業基本給付金の額については、なお従前の例による。

2 新雇用保険法第六十一條の五第二項に規定する休業をした期間内に同項に規定する支給単位期間(以下この項において単に「支給単位期間」という。)であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものがある場合における同条第一項の育児休業者職場復帰給付金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、その初日が同

月一日前である支給単位期間の敷に当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額に三十を乗じて得た額（以下この項において「休業開始時月額」という。）の百分の五に相当する額を乗じて得た額に、その初日が同月一日以後である支給単位期間の敷に休業開始時月額の百分の十に相当する額を乗じて得た額を加えて得た額とする。

（雇用保険の介護休業給付金の額に関する経過措置）

第八条 雇用保険法第六十一条の七第三項に規定する支給単位期間であつて、その初日が平成十三年一月一日前であるものについて支給される同条第一項の介護休業給付金の額については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担等に関する経過措置）
第九条 平成十二年度以前の年度に係る雇用保険の国庫の負担額については、なお従前の例による。

2 平成十二年度以前の会計年度に係る労働保険特別会計雇用勘定における国庫負担金の過不足の調整については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第四十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一三年四月二五日法律第三五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第六条の規定並びに次条（第二項後段を除く。）及び附則第六条の規定、附則第十一条の規定（社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）別表第一第二号の十三の改正規定を除く。）並びに附則第十二条の規定は、同年六月三十日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）
第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第四条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第二十五条第一項の措置が決定された旧雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者に係る当該措置に基づく基本手当の支給及び旧雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。
（罰則に関する経過措置）
第六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行前にした行為並びに附則第二条第三項及び第四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月二日法律第一〇二号） 抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条（障害者の雇用の促進等に関する法律第十四条第二項の改正規定（第二十七号第三項）を「第五十四条第三項」に改める部分を除く。）を除く。第七号、第八号、第九号及び第十二号から第十九号までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九号まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

附 則（平成一四年二月一三日法律第一七〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第九号まで及び第十一条から第三十四条までの規定については、平成十六年三月一日から施行する。

（返還命令等に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前にした偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者に対するその失業等給付の全部又は一部を返還すること又はその失業等給付の額に相当する額以下の金額を納付することの命令については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、施行日以後に偽りの届出、報告又は証明をした事業主又は職業紹介事業者等について適用し、施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした事業主に対するその失業等給付の支給を受けた者と連帯して失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることの命令については、なお従前の例による。
（基本手当の日額等に関する経過措置）
第三条 受給資格に係る離職の日が施行日前である基本手当の受給資格者（以下「旧受給資格者」という。）に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。
（基本手当の所定給付日数に関する経過措置）
第四条 旧受給資格者に係る新雇用保険法第二十条第一項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。
（傷病手当の日額に関する経過措置）
第五条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、新雇用保険法第三十七条第三項の規定にかかわらず、附則第三条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。
（高年齢受給資格者に関する経過措置）
第六条 高年齢受給資格に係る離職の日が施行日前である高年齢受給資格者に係る高年齢受給資格者給付金の額については、なお従前の例による。
（特例一時金の額に関する経過措置）
第七条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者（以下「旧特例受給資格者」という。）に対する新雇用保険法第四十条の規定の適用については、同条第一項中「第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。次項において「改正法」という。）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七条第四項」とあるのは、「改正法第一条の規定による改正前の第十七条第四項」とする。
（雇用保険の就業促進手当等の支給に関する経過措置）
第八条 新雇用保険法第五十六条の二の規定は、施行日以後に職業に就いた新雇用保険法第五十六条の二第二項に規定する受給資格者等（以下この項において「受給資格者等」という。）に対する同条第一項の規定による就業促進手当の

支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第二項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。
2 旧受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。
3 施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者に対する新雇用保険法第五十六条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とする。
4 旧雇用保険法第五十六条の二第二項の規定により支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法第五十七条第一項の規定により支給を受けた常用就職支度金は、新雇用保険法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。
5 施行日前に安定した職業に就くことにより旧雇用保険法第五十六条の二第二項の規定による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新雇用保険法第五十六条の二第二項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたものとみなして、新雇用保険法第五十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは、「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号）に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の第五十六条の二の規定による再就職手当（以下この条において「再就職手

支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「旧雇用保険法」という。）第五十六条の二第二項の規定による再就職手当の支給又は第五十七条第一項の規定による常用就職支度金の支給については、なお従前の例による。
2 旧受給資格者が施行日以後に職業に就いた場合においては、附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた基本手当の日額を新雇用保険法第十六条から第十八条までの規定による基本手当の日額と、附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされた所定給付日数を新雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数とみなして、新雇用保険法第五十六条の二の規定を適用する。
3 施行日以後に職業に就いた旧特例受給資格者に対する新雇用保険法第五十六条の二の規定の適用については、同条第三項第三号中「基本手当の受給資格者とみなして第十六条から第十八条まで」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号）附則第三条に規定する旧受給資格者とみなして同条」とする。
4 旧雇用保険法第五十六条の二第二項の規定により支給を受けた再就職手当及び旧雇用保険法第五十七条第一項の規定により支給を受けた常用就職支度金は、新雇用保険法第五十六条の二第二項の規定の適用については、同条の規定により支給を受けた就業促進手当とみなす。
5 施行日前に安定した職業に就くことにより旧雇用保険法第五十六条の二第二項の規定による再就職手当の支給を受け、かつ、引き続き施行日において当該職業に就いている者については、新雇用保険法第五十六条の二第二項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受けたものとみなして、新雇用保険法第五十七条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは、「特定再就職手当受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号）に該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第三十一号。以下この条において「改正法」という。）第一条の規定による改正前の第五十六条の二の規定による再就職手当（以下この条において「再就職手

当」という。)と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、「前条第五項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第五十六条の二第四項」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者とは、就業促進手当」とあるのは「特定再就職手当受給者とは、再就職手当」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該再就職手当」と、同条第三項中「第五十七条第一項」とあるのは「改正法附則第八条第五項の規定により読み替えて適用する第五十七条第一項」とする。

第九條 施行日前に安定した職業に就いた旧受給資格者に係る新雇用保険法第六十条の規定による給付制限については、なお従前の例による。

第十條 施行日前に新雇用保険法第六十条の二第二項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金の支給については、なお従前の例による。

第十一條 六十歳に達した日(その日において新雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあっては、同号に該当しなくなつた日)が施行日前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

第十二條 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧受給資格者に対する高年齢雇用継続基本給付金の支給については、なお従前の例による。

第十三條 施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた旧受給資格者に対する新雇用保険法第六十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「賃金日額」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされた賃金日額」とする。

第十四條 新雇用保険法第六十一条の二第四項の規定は、施行日前に安定した職業に就くことにより被保険者となつた者に対しては、適用しない。

第十五條 育児休業基本給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者

に対する新雇用保険法第六十一条の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)以下この項において「改正法」という。)附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第十六條 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一条の七第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第三十一号)以下この項において「改正法」という。)附則第三条に規定する旧受給資格者」と、「第十七条」とあるのは「同条」と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第十七條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があるとき、所要の措置を講ずるものとする。

第十八條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があるとき、所要の措置を講ずるものとする。

第十九條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があるとき、所要の措置を講ずるものとする。

第二十條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があるとき、所要の措置を講ずるものとする。

第二十一條 政府は、この法律の施行後、新雇用保険法第三章第五節から第六節までの規定(新雇用保険法第十一條及び第十二條の規定のうち同章第五節に規定する就職促進給付、同章第五節の二に規定する教育訓練給付及び同章第六節に規定する雇用継続給付に係る部分を含む。)について、当該規定の実施状況、当該就職促進給付、当該教育訓練給付及び当該雇用継続給付の支給を受ける者の収入の状況その他社会経済情勢の推移等を勘案しつつ検討を加え、必要があるとき、所要の措置を講ずるものとする。

第二十二條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十三條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十四條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十五條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十六條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

一 略
一 の二 第一条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第六条、第十三条、第十四条、第十七条第一項及び第二項、第三十五条、第三十七條第一項、第三十七條の二第二項、第三十七條の三第一項、第三十七條の五、第三十八條第三項、第三十九條、第四十條第一項、第五十六條第二項、第六十一條の四、第六十一條の七第二項、第七十二條第一項、附則第三条並びに附則第七條の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定(同法附則第十條を加える部分を除く。)並びに第三条中船員保険法第三十三條ノ三、第三十三條ノ十第三項、第三十三條ノ十二第三項、第三十三條ノ十六ノ二第一項、第三十三條ノ十六ノ四第一項第一号及び第三十四條の改正規定、同法第三十六條に一項を加える改正規定、同法第三十九條第五項第一号の改正規定(第三十三條ノ三第二項各号)を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同法第六十條第一項第一号の改正規定(「第三十三條ノ三第二項各号」を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。)、同項第三号の改正規定、同項第三号の改正規定(「第三十三條ノ三第二項各号」を「第三十三條ノ三第三項各号」に改める部分に限る。)、同項第四号の改正規定、同法附則第二十三條の改正規定並びに同法附則第二十四條の次に六項を加える改正規定(同法附則第二十五條から第二十八項までを加える部分を除く。)並びに附則第三條から第五條まで、第十條、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第六十一條、第六十三條、第六十六條及び第六十九條の規定、附則第七十條中国公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)附則第十一條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第十二條の八の二第一項及び第五項の改正規定、附則第七十四條及び第七十五條の規定、附則第七十六條中地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)附則第七條の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第二十六條の二第一項及び第四項の改正規定、附則第九十五條の規定並びに附則第二百二十七條中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律

第二十七條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十八條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第二十九條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一

第百二条) 附則第八十七条第一項の改正規定 平成十九年十月一日

二 略

三 第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第二十七條、第二十八條、第二十九條第一項及び第二項、第三十條から第五十條まで、第五十四條から第六十條まで、第六十二條、第六十四條、第六十五條、第六十七條、第六十八條、第七十一條から第七十三條まで、第六十七條から第八十條まで、第八十二條、第八十四條、第八十五條、第九十條、第九十四條、第九十六條から第九十條まで、第一百零二條、第一百零五條、第一百零八條から第一百零九條まで、第一百十一條、第一百十二條、第一百十三條から第一百十四條まで、第一百十五條、第一百十六條、第一百十七條、第一百十八條、第一百十九條、第一百二十條、第一百二十一條、第一百二十三條から第一百二十五條まで、第一百二十八條、第一百二十九條、第一百三十條、第三十九條及び第四十條の二の規定 日本年金機構法の施行の日

(返還命令等に関する経過措置)

第二条 第一條の規定による改正後の雇用保険法(以下「平成十九年改正後雇用保険法」という。第十條の四第二項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に偽りの届出、報告又は証明をした指定教育訓練実施者について適用する。

(基本手当の受給資格等に関する経過措置)

第三条 受給資格、高齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日が附則第一條第一号の二に掲げる規定の施行の前である基本手当の受給資格、高齢求職者給付金の高齢受給資格又は特例一時金の特例受給資格については、それぞれなお従前の例による。

(特例一時金の額に関する経過措置)

第四条 特例受給資格に係る離職の日が附則第一條第一号の二に掲げる規定の施行の前である特例受給資格者に係る特例一時金の額については、なお従前の例による。

(雇用保険の育児休業基本給付金に関する経過措置)

第五条 平成十九年改正後雇用保険法第六十一條の四第六項の規定は、附則第一條第一号の二に掲げる規定の施行の日以後に平成十九年改正後雇用保険法第六十一條の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に同項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(雇用福祉事業の廃止に伴う経過措置)

第六条 政府は、平成十九年改正後雇用保険法第三條に規定するもののほか、平成十九年改正後

雇用保険法の雇用保険事業として、平成十九年改正後雇用保険法第六十二條第一項に規定する被保険者等に関し、第一條の規定による改正前の雇用保険法(以下「平成十九年改正前雇用保険法」という。)第六十四條第一項の規定に基づき同項に規定する雇用福祉事業として行われていた事業のうち次の各号に掲げるもの(以下「暫定雇用福祉事業」という。)を、当該各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に掲げる期間、行うことができる。この場合における平成十九年改正後雇用保険法第三條、第六十五條及び第六十八條第二項の規定の適用については、平成十九年改正後雇用保険法第三條中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附則第六條第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、平成十九年改正後雇用保険法第六十五條中「第六十三條」とあるのは「第六十三條並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年改正後雇用保険法第六條第一項)と、平成十九年改正後雇用保険法第六十八條第二項中「能力開発事業」とあるのは「能力開発事業並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年改正後雇用保険法第六條第一項)に規定する暫定雇用福祉事業」とする。

よる改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律の規定の適用については、同法第十條第一項中「事業」とあるのは「事業及び雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附則第六條第一項に規定する暫定雇用福祉事業」と、同法第十二條第八項中「に要する費用」とあるのは「に要する費用並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号) 附則第六條第一項の規定による暫定雇用福祉事業に要する費用」とする。

附則 平成十九年改正後雇用保険法第六十六條第一項及び附則第十條第一項の規定は、平成十九年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

附則 平成十九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(基本手当の受給資格に関する経過措置)
第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前である基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

(個別延長給付に関する経過措置)
第三条 第一条の規定による改正後の雇用保険法附則第五条の規定は、受給資格に係る離職の日又は所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日が施行日以後である者について適用する。

(育児休業給付金に関する経過措置)
第四条 第二条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の四及び第六十一条の五並びに附則第十二条の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者について適用し、同日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

(調整規定)
第十九条 この法律及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)
第二十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十二年七月一日法律第六五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第六条の規定 公布の日

二 第一条及び附則第五条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)
第五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)
第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則 (平成二十二年二月三日法律第二二五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中雇用保険法第十条の四第三項及び第十四条第二項の改正規定並びに同法第二十二條に一項を加える改正規定、第二条の規定(労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十一条の改正規定を除く。)並びに附則第四条の規定(昭和二十二年法律第五十号)第三十一條第二項ただし書の改正規定を除く。)附則第六條及び第九條から第十二條までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(適用除外に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に被保険者となり、かつ、引き続き施行日まで同一の事業主の適用事業に雇用されている者については、雇用保険法第六條第一号から第四号までの規定は、施行日以降引き続き当該適用事業に雇用されている間は、適用しない。

第三条 第一条の規定による改正前の雇用保険法第三十八條第一項に規定する短期雇用特例被保険者であつて、離職の日が施行日前であるもの及び施行日以後引き続き同一の事業主の適用事業に雇用され離職したものに対する特例一時金の支給については、なお従前の例による。

(被保険者期間及び算定基礎期間に関する経過措置)
第四条 新法第十四條第二項第二号及び第二十二條第五項の規定は、離職の日が附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後である者について適用する。

第十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成二十三年四月二七日法律第二二六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十三年八月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十五條の改正規定及び附則第十条の規定 公布の日

(基本手当の日額等に関する経過措置)
第二条 受給資格に係る離職の日がこの法律の施行の日(以下「施行日」という。)前である基本手当の受給資格者(以下「旧受給資格者」という。)に係る基本手当の日額及び賃金日額については、なお従前の例による。

(傷病手当の日額に関する経過措置)
第三条 旧受給資格者に係る傷病手当の日額については、第一条の規定による改正後の雇用保険法(以下「新雇用保険法」という。)第三十七條第三項の規定にかかわらず、前条の規定による基本手当の日額に相当する額とする。

(高年齢受給資格者に関する経過措置)
第四条 高年齢受給資格者に対する新雇用保険法第三十七條の四の規定の適用については、同法第三十七條の四の規定の適用については、同法第一項中「第十五條第一項に規定する受給資格者」とみなして第十六條から第十八條まで(第十七條第四項第二号を除く。)の規定を適用した場合」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この条において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」とみなして同条の規定を適用した場合(改正法第一条の規定による改

正前の第十七條第四項第二号に係る場合を除く。)とし、同条第二項中「第十七條第四項第二号」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七條第四項第二号」とする。(特例一時金の額に関する経過措置)

第五条 特例受給資格に係る離職の日が施行日前である特例受給資格者に対する新雇用保険法第四十條の規定の適用については、同法第一項中「第十五條第一項に規定する受給資格者」とみなして第十六條から第十八條まで」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。次項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」とみなして同条」とし、同条第二項中「第十七條第四項」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七條第四項」とする。

(就業促進手当の支給に関する経過措置)
第六条 新雇用保険法第五十六條の三の規定は、施行日以後に職業に就いた同条第二項に規定する受給資格者等(以下この条において「受給資格者等」という。)に対する就業促進手当の支給について適用し、施行日前に職業に就いた受給資格者等に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

(育児休業給付金の額に関する経過措置)
第七条 育児休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日(以下「前日」という。)が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一條の四第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「同条」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七條」とする。

(介護休業給付金の額に関する経過措置)
第八条 介護休業給付金の支給に係る休業を開始した日の前日(以下「前日」という。)が施行日前である被保険者に対する新雇用保険法第六十一條の六第四項の規定の適用については、同項中「受給資格者」とあるのは「雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十六号。以下この項において「改正法」という。)附則第二条に規定する旧受給資格者」と、「第十七條」とあるのは「同条」とする。

と、「同条の」とあるのは「改正法第一条の規定による改正前の第十七条の」とする。

第十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条第一項から第四項までの規定、附則第八条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の七十一の項の次に一項を加える改正規定並びに附則第九条及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の規定による改正後の雇用保険法第六十六条第一項の規定は、平成二十三年年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。（政令への委任）

第十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第一三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第五条第一項及び第十条の改正規定並びに附則第十条の規定
公布の日
二 第六十条の二及び第七十六条第一項の改正規定並びに附則第十一条の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条及び第四条の規定
平成二十六年十月一日

（就業促進手当に関する経過措置）

第二条 改正後の雇用保険法第五十六条の第三項第二号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に雇用保険法第五十六条の第三項第一号に該当する者となつた者に対する就業促進手当について適用し、施行日前に同号に該当する者となつた者に対する就業促進手当については、なお従前の例による。

（教育訓練給付金に関する経過措置）

第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（次条において「一部施行日」という。）前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する同項の規定による教育訓練給付金については、なお従前の例による。

（教育訓練支援給付金に関する経過措置）

第四条 改正後の雇用保険法附則第十一条の二の規定は、一部施行日以後に同条第一項の厚生労働省令で定める教育訓練（次項において「新教育訓練」という。）を開始した同条第一項に規定する者について適用する。

2 一部施行日前に改正前の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により教育訓練給付金の支給を受けた者（雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六年法律第...号）第二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の雇用保険法第六十条の三第三項の規定により教育訓練給付金の支給があつたものとみなされた者を除く。）であつて、一部施行日以後に初めて新教育訓練を開始したも（改正後の雇用保険法第六十条の二第一項の規定により新教育訓練以外の同項に規定する教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けた者を除く。）については、雇用保険法附則第十一条に規定する者とみなして、改正後の雇用保険法附則第十一条の二の規定を適用する。

（育児休業給付金に関する経過措置）

第五条 改正後の雇用保険法附則第十二条の規定は、施行日以後に開始された雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る育児休業給付金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する休業に係る育児休業給付金については、なお従前の例による。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないのでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十七年九月一八日法律第七二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十八年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第七條の規定並びに附則第十三條、第三十二條及び第三十三條の規定
公布の日
二 第一条中雇用保険法第六十二條第一項及び第六十三條第一項の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二條第四項、第五項及び第九項の改正規定並びに第四條の規定並びに附則第十條、第十五條、第二十六條、第二十八條及び第三十一條の規定
平成二十八年四月一日
三 第一条中雇用保険法第三十七條の四第二項、第六十一條の四第四項及び第六十一條の六第四項の改正規定並びに同法附則第十二條の次に一項を加える改正規定並びに次條第一項及び第二項、附則第十九條、第二十條、第二十二條並びに第二十三條の規定
平成二十八年八月一日
四 第二条中雇用保険法第六十六條第三項第一号の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十一條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定、同法第十一條の二を削る改正規定、同法第十二條第一項及び第六項の改正規定、同法第十五條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十五條の二を削る改正規定、同法第十六條及び第十八條の改正規定、同法第十九條の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同法第十九條の二を削る改正規定並びに同法第二十二條第三項、第三十一條及び第三十二條第一項の改正規定並びに附則第九條の規定
令和二年四月一日

（介護休業給付金に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下この項及び次項において「第一条改正後雇用保険法」という。）第六十一條の六第四項の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日

以後に第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者（第三項の規定により第二条の規定による改正後の雇用保険法（以下「第二条改正後雇用保険法」という。）第六十一条の六の規定が適用される者を除く。）について適用し、同日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「第一条改正前雇用保険法」という。）第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 第一条改正後雇用保険法附則第十二条の二の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始された第一条改正後雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金について適用し、同日前に開始された第一条改正前雇用保険法第六十一条の六第一項に規定する休業に係る介護休業給付金については、なお従前の例による。

3 第二条改正後雇用保険法第六十一条の六の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する介護休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（以下「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十一条の六第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（高年齢被保険者に関する経過措置）
 第三条 六十五歳に達した日以後に雇用された者であつて、施行日前から引き続き雇用されている者（雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。）については、施行日に当該者が当該事業主の適用事業に雇用されたものとみなして、第二条改正後雇用保険法の規定を適用する。

（就業促進手当に関する経過措置）
 第四条 第二条改正後雇用保険法第五十六条の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第五十六条の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（移転費に関する経過措置）
 第五条 施行日前に第二条改正前雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者となつた者（次条において「旧高年齢受給資格者」という。）（施行日以後に高年齢受給資格者

（第二条改正後雇用保険法第三十七條の三第二項に規定する高年齢受給資格者をいう。次条において同じ。）日雇受給資格者（第二条改正後雇用保険法第五十六条の三第一項第二号に規定する日雇受給資格者をいう。次条において同じ。）又は特例受給資格者（雇用保険法第三十九條第二項に規定する特例受給資格者をいう。次条において同じ。）となつた者を除く。）に対する雇用保険法第五十八條の規定による移転費の支給については、なお従前の例による。

（求職活動支援費に関する経過措置）
 第六条 第二条改正後雇用保険法第五十九條の規定は、求職活動に伴い施行日以後に同条第一項各号に規定する行為（当該行為に関し、第二条改正前雇用保険法第五十九條の規定による広域求職活動費が支給されている場合における当該行為を除く。）をした者（施行日前一年以内に旧高年齢受給資格者となつた者であつて施行日以後に高年齢受給資格者、日雇受給資格者又は特例受給資格者となつていないものを除く。）について適用し、施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をした者に対する広域求職活動費の支給については、なお従前の例による。

（教育訓練給付金に関する経過措置）
 第七条 高年齢継続被保険者（第二条改正前雇用保険法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者をいう。以下この条において同じ。）が施行日以前に高年齢継続被保険者でなくなり、施行日以後に第二条改正後雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した場合において、同項第一号に規定する基準日

がその者が高年齢継続被保険者でなくなつた日から同項第二号の厚生労働省令で定める期間内にあるときににおける同号の規定の適用については、同号中「高年齢被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十七号）第二条の規定による改正前の雇用保険法第三十七條の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とする。

（育児休業給付金に関する経過措置）
 第八条 第二条改正後雇用保険法第六十一条の四の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する休業を開始した者について適用し、施行日前に第二条改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）
 第九条 第二条改正後雇用保険法第六十六条第三項の規定は、以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

（罰則に関する経過措置）
 第十三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
 第三十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄
 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
 二 第六条、第八条及び第十四条の規定並びに附則第三条、第十三条、第二十四条から第二十六条まで、第二十九条から第三十一条まで、第三十三条、第三十五条及び第四十八条の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
 （雇用保険法の一部改正に伴う経過措置）
 第三十条 前条の規定による改正後の雇用保険法第十條の四第二項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等について適用し、同日前に前条の規定による改正前の雇用保険法第十條の四第二項に規定する届出、報告又は証明をした同項に規定する職業紹介事業者等については、なお従前の例による。

附則（平成二八年六月三日法律第六三三号）抄
 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四四号）抄
 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中雇用保険法第十六條第一項及び第二項、第十七條第四項第一号及び第二号イからニまで並びに第十八條第一項及び第三項の改正規定、同項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の次に一項を加える改正規定並びに第十九條第一項第一号及び第二項、第五十六條の三第三項第一号並びに第三号ロ及びハ、第六十一条第一項第二号及び第七項、第七十二条第一項並びに第八十條の改正規定並びに同法附則第十一条の二第三項の改正規定（第四号に掲げる部分を除く。） 平成二十九年八月一日

三 第二条中雇用保険法第六十一条の四第一項の改正規定及び第七條（次号に掲げる規定を除く。）の規定並びに附則第十五條、第十六條及び第二十三條から第二十五條までの規定 平成二十九年十月一日

四 第二条中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」と「百分の八十を」とに改める部分に限る。）、第四條の規定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）、附則第十九條中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の三第六項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（施行期日）
 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（基本手当の所定給付日数に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（次条及び附則第四条において「第一条改正後雇用保険法」という。）第二十三条第一項の規定は、受給資格（雇用保険法第十三条第一項（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。附則第三十一条において同じ。）に係る離職の日（以下この条及び附則第三十一条において「離職日」という。）がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後である者について適用し、離職日が施行日前である者に係る所定給付日数（雇用保険法第二十二條第一項に規定する所定給付日数という。次条において同じ。）については、なお従前の例による。

（個別延長給付及び地域延長給付に関する経過措置）
第三条 第一条改正後雇用保険法第二十四条の二及び附則第五条の規定は、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日以後である者について適用し、所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わった日が施行日前である者に係る第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下この項及び附則第三十一条において「第一条改正前雇用保険法」という。）附則第五条の規定による基本手当の支給（次項において「個別延長給付」という。）及び同条第四項の規定により読み替えて適用する第一条改正前雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、なお従前の例による。

3 第一項の規定にかかわらず、第一条の規定の施行の際現に旧個別延長給付を受けている者であつて、第一条改正後雇用保険法第二十四条の二第二項（第二号に限る。）に該当する者については、旧個別延長給付の支給を受け終わった日後、同条の規定による基本手当の支給（以下この項において「新個別延長給付」という。）を行うことができる。この場合において、新個別延長給付に係る第一条改正後雇用保険法の規定（第十条の四及び第三十四条の規定を除く。）の適用については、旧個別延長給付の支給日数に相当する日数分の新個別延長給付をしたものとみなす。
（就業促進手当の支給を受けた場合の特例に関する経過措置）
第四条 第一条改正後雇用保険法附則第十条の規定は、雇用保険法第五十七条第一項第一号に規

定する再離職（以下この条において単に「再離職」という。）の日が施行日以後である者について適用し、再離職の日が施行日前である者に係る就業促進手当については、なお従前の例による。
（返還命令等に関する経過措置）
第五条 第二条の規定による改正後の雇用保険法（次条において「第二条改正後雇用保険法」という。）第十条の四第二項の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（以下「第四号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第四号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。
（移転費に関する経過措置）
第六条 第四条の規定による改正後の職業安定法（以下この条並びに附則第十条及び第十四条第二項において「第四条改正後職業安定法」という。）第四条第八項に規定する特定地方公共団体又は第四条改正後職業安定法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する第二条改正後雇用保険法第五十八条第一項の規定は、当該者が当該紹介により職業に就いた日が第四号施行日以後である場合について適用する。
（教育訓練給付金に関する経過措置）
第七条 第四号施行日前に第二条の規定による改正前の雇用保険法（次条において「第二条改正前雇用保険法」という。）第六十条の二第二項に規定する教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。
（教育訓練支援給付金に関する経過措置）
第八条 第四号施行日前に第二条改正前雇用保険法附則第十一条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

（検討）
第十二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
（罰則に関する経過措置）
第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした

行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（その他の経過措置の政令への委任）
第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二九年六月二日法律第四五号）
この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第二百六十七條の二、第二百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。
附則（平成三〇年七月六日法律第七一号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三条の規定並びに附則第七条第二項、第八条第二項、第十四条及び第十五条の規定、附則第十八条中社会保険労務士法（昭和四十四年法律第八十九号）別表第一第十八号の改正規定、附則第十九条中中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二十八条及び第三十八条第三項の改正規定、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第二項の改正規定、附則第二十七条の規定、附則第二十八条中厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第四条第一項第五十二号の改正規定及び同法第九条第一項第四号の改正規定（平成十年法律第四十六号）の下に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」を加える部分に限る。）並びに附則第三十条の規定、公布の日

（罰則に関する経過措置）
第二十九条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（令和二年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定、公布の日
二 第一条中雇用保険法第十四条の三を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定、令和二年八月一日
三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二條及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同法第四項の改正規定（「前項第三号」を「前項第四号」に改める部分を除く。）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一条第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一条第一項の規定、令和三年四月一日

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中雇用保険法第十九条第一項の改正規定、同法第三十六条の見出しを削る改正規定並びに同法第四十八条及び第五十四条の改正規定並びに同法附則第四条、第五条、第十条及び第十一条の二第一項の改正規定並びに附則第十条、第二十六条及び第二十八条から第三十二条までの規定、公布の日
二 第一条中雇用保険法第十四条の三を加える改正規定並びに同法第三十七条の三第一項及び第三十九条第一項の改正規定並びに同法附則第三条の改正規定並びに次条の規定、令和二年八月一日
三 第一条中雇用保険法第三十七条の見出しを削る改正規定及び同条第八項の改正規定、第二条の規定（労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号の改正規定及び同法第四十二条に一項を加える改正規定を除く。）並びに第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項及び第三項、第十四条第一項並びに第十四条の二第一項の改正規定並びに附則第六条第一項及び第二項、第七条並びに第十二条の規定、附則第十三条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律百十五号）第五十六条第三号の改正規定並びに附則第十七条、第二十一条、第二十二條及び第二十四条の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
四 第一条中雇用保険法第六十二条第一項第三号及び第六十六条第三項第一号イの改正規定並びに同法第四項の改正規定（「前項第三号」を「前項第四号」に改める部分を除く。）、第三条の規定、第四条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第一項第一号及び第九項の改正規定、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同条に一項を加える改正規定並びに同法附則第十一条第二項の改正規定、第五条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律第二百二条第二項の改正規定及び同法附則第十九条の二の改正規定（「令和元年度」を「令和三年度」に改める部分を除く。）並びに附則第九条第二項及び第十一条第一項の規定、令和三年四月一日

五 第一条中雇用保険法の目次の改正規定（「第三十七条の四」を「第三十七条の六」に改める部分に限る。）、同法第三十七条の改正規定、同法第三十七条の四の次に二条を加える改正規定、同法第七十二条第一項の改正規定（「災害」の下に「第三十七条の五第一項第三号の時間数」を加える部分に限る。）及び同法第七十三条の改正規定並びに附則第十一条第二項の規定 令和四年一月一日

六 第一条中雇用保険法第六十一条第五項の改正規定並びに附則第三条、第十三条（厚生年金保険法第五十六条第三号の改正規定を除く。）、及び第十四条の規定 令和七年四月一日

第二条 第一条の規定による改正後の雇用保険法（以下「改正後雇用保険法」という。）第十四条第三項、第三十七条の三第一項、第三十九条第一項及び附則第三条の規定は、被保険者期間（雇用保険法第十四条第一項に規定する被保険者期間をいう。以下この条において同じ。）の計算に係る離職の日（以下この条において「離職日」という。）が前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後である者に係る被保険者期間について適用し、離職日が第二号施行日以前である者に係る被保険者期間については、なお従前の例による。

第三条 改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、六十歳に達した日（その日において雇用保険法第六十一条第一項第一号に該当する場合にあつては、同号に該当しなくなった日。以下この項において同じ。）が附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第六号施行日」という。）以後である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金について適用し、六十歳に達した日が第六号施行日以前である被保険者に対する高年齢雇用継続基本給付金については、なお従前の例による。

2 雇用保険法第六十一条の二第三項において準用する改正後雇用保険法第六十一条第五項の規定は、第六号施行日以後に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する高年齢再就職給付金について適用し、第六号施行日以前に安定した職業に就くことにより被保険者となった者に対する高年齢再就職給付金については、なお従前の例による。

（育児休業給付金に関する経過措置）
第四条 改正後雇用保険法第六十一条の七及び第六十一条の八の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に改正後雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（以下「改正前雇用保険法」という。）第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（雇用の国庫負担に関する経過措置）
第五条 改正後雇用保険法第六十六条第一項の規定は、令和二年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。この場合において、前条の規定によりなお従前の例によることとされた施行日前に改正前雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業を開始した者に対して施行日以後に支給される育児休業給付金については、改正後雇用保険法第六十一条の七第一項の規定による育児休業給付金とみなして、改正後雇用保険法第六十六条第一項第四号の規定を適用する。

（検討）
第十一条 政府は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行後五年を目途として、改正後雇用保険法第三十七条の五の規定について、当該規定により高年齢被保険者となった者の状況及び当該者に対する改正後雇用保険法に基づく給付の支給状況等を勘案しつつ、二以上の事業主の適用事業に雇用される労働者に対する改正後雇用保険法の適用の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（罰則に関する経過措置）
第三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。）の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）
第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年六月九日法律第五八号）抄
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十六条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の改正規定並びに附則第二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の三の改正規定（「第二十五条第一項」を「第二十五条」に改める部分に限る。）及び附則第十四条の規定 公布の日
 二 第四条の規定及び附則第六条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
 三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九号、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
 （みなし被保険者期間の計算に関する経過措置）
第六条 第四条の規定による改正後の雇用保険法第六十一条の七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この条において「第二号施行日」という。）以後に同法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始する者について適用し、第二号施行日前に第四条の規定による改正前の雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

（育児休業給付に関する経過措置）
第七条 第五条の規定による改正後の雇用保険法（以下この条において「新雇用保険法」という。）第六十一条の七の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する育児休業を開始する者について適用し、第三号施行日前に第五条の規定による改正前の雇用保険法（次項において「旧雇用保険法」という。）第六十一条の七第一項に規定する休業を開始した者については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第三号施行日前に開始した旧雇用保険法第六十一条の七第一項に規定する休業（当該休業に係る子の出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあつては当該出生の日から当該出産予定日から起算して八週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあつては当該出産予定日から当該出生の日から起算して八週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内に、労働者が当該子を養育するための休業であつて、育児休業給付金の支給に係るものに限る。）がある場合の新雇用保険法第六十一条の七第二項の規定の適用については、同項中「該当するもの」とあるのは、「該当するもの及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律（令和三年法律第五十八号）附則第七条第二項に規定する休業」とする。

3 新雇用保険法第六十一条の八の規定は、第三号施行日以後に同条第一項に規定する出生時育児休業を開始する者について適用する。

（政令への委任）
第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年三月三十一日法律第一二二号）抄
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日
 二 第一条中雇用保険法第十五条第三項ただし書の改正規定、同法第二十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第六十四条、第七十二条第一項及び第七十九条の二の改正規定並びに附則第三条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号）第十条第三項の改正規定並びに附則第十二条及び第二十三条の規定 令和四年七月一日
 三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。）、同法第

五条の二第一項の改正規定及び同法第四章第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。）並びに第三条の規定（職業能力開発促進法第十条の二第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十条中国公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（、「第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と一を削る部分を除く。）並びに附則第十五条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七号の規定、令和四年十月一日

第二条 第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第十条の四第二項（国家公務員退職手当法第十条第十四項において準用する場合を含む。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後に偽りの届出、報告又は証明をした者について適用し、第三号施行日前に偽りの届出、報告又は証明をした者については、なお従前の例による。

第三条 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第二十条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（附則第十二号において「第二号施行日」という。）以後に同法第二十条の二に規定する者に該当するに至った者について適用する。

第四条 第一条の規定（附則第一条第二号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の雇用保険法第六十六条から第六十七条の二まで及び附則第十三条の規定は、令和四年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

第九号 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九号 政府は、令和六年度までを目途に、雇用保険法の規定による育児休業給付（次項において「育児休業給付」という。）及びその財源の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律により改正された雇用保険法及び職業安定法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

号 抄

（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九号の規定 公布の日

附則（令和六年五月一七日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「第六十六号第六項」を「第六十六号第五項」に改める部分を除く。）、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の改正規定、第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律附則第十条の改正規定（「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」を削る部分に限る。）、同法附則第十条の二及び第十三条の改正規定並びに同法附則第十一条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

二 第一条中雇用保険法第六十条の二第四項及び第七十六条の改正規定並びに附則第四条の規定 令和六年十月一日

三 第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）、第四条の規定並びに第六条中特別会計に関する法律百一条第二項、百五十五号及び第二百三十三号の七第二項の改正規定、同法附則第二十条の二第二項の改正規定（「第一項第四号」を「第一項第五号」に、「第一項第三号から第五号まで」を「第一項第四号から第六号まで」に改める部分に限る。）並びに同条第二項の改正規定（「令和四年度」を「令和五年度」に改める部分、「第六項」を「第五項」に改める部分及び「第六十六号第六項」を「第六十六号第五項」に改める部分を除く。）並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定 令和七年十月一日

四 第二条中雇用保険法第六号第一号、第十四条第一項及び第一号、第十六条第一項、第十四条第四項第一号、第十八条第四項並びに第十九条の改正規定、同法第三十一条第二項を削る改正規定並びに同法第三十七条第九項、第三十七条の四第六項、第三十七条の五第一項第二号及び第三号、第三十八条第一項第二号、第四十条第四項、第五十一条第三項、第七十四条第二項、第七十九条の二並びに附則第十一条の二第三項及び第五項の改正規定並びに第七号の規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第五条第二項、第七号から第十六号まで、第十七条第二項及び第十八号から第二十三号までの規定 令和十年十月一日

（基本手当等の給付制限に関する経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第一号及び第二号に掲げる改正規定を除く。次条第一項において同じ。）による改正後の雇用保険法（以下「新雇用保険法」という。）第三十三条第一項第二号及び第三号（雇用保険法第三十七号の四第六項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新雇用保険法第三十三条第一項第二号に規定する訓練を開始した受給資格者（雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者をいう。次条第二項において同じ。）について適用する。

（就業促進手当の支給に関する経過措置）

第三条 新雇用保険法第五十六号の三の規定は、施行日以後に同条第一項各号に該当する者となつた者について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の雇用保険法（附則第五条第一項において「旧雇用保険法」という。）第五十六号の三第一項各号に該当する者となつた者に対する就業促進手当の支給については、なお従前の例による。

（教育訓練給付金の支給に関する経過措置）

第四条 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法第六十条の二第四項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に雇用保険法第六十条の二第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、同日前に当該教育訓練を開始した同項各号のいずれかに該当する者に対する教育訓練給付金については、なお従前の例による。

（教育訓練支援給付金の支給に関する経過措置）

第五条 新雇用保険法附則第十一条の二第三項の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する教育訓練を開始した者について適用し、施行日前に旧雇用保険法附則第十一条の二第二項に規定する教育訓練を開始した者に対する教育訓練支援給付金については、なお従前の例による。

（雇用保険の国庫負担に関する経過措置）

第六条 第一条の規定（附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。次項において同じ。）による改正後の雇用保険法附則第十三条の規定は、令和六年度以後の年度に係る国庫の負担額について適用する。

2 第一条の規定による改正前の雇用保険法附則第十四条の四第二項に規定する令和四年度における雇用安定事業に要する費用に係る国庫の負担については、なお従前の例による。

（教育訓練休暇給付金の支給に関する経過措置）

第十七条 第二条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の雇用保険法（以下「第三号新雇用保険法」という。）第六十条の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に第三号新雇用保険法第六十条の三第一項に規定する教育訓練休暇を開始した一般被保険者（第三号新雇用保険法第六十条の二第一項第一号に規定する一般被保険者をいう。次項において同じ。）について適用する。

（検討）

第二十七条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの

法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、育児休業給付の財政状況について不
断の検証を行い、その状況が安定的に推移して
いる場合においては、育児休業給付の財政状
況、国の財政状況等を踏まえ、この法律による
改正後の育児休業給付の国庫負担その他の事項
に関する検討を行い、必要があると認めるとき
は、その結果に基づいて所要の措置を講ずるも
のとする。

(政令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定
める。

**附 則 (令和六年六月一二日法律第四七
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該
各号に定める日から施行する。

- 一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正
規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ど
も・子育て支援法の一部を改正する法律附則
第四条第一項の改正規定(「施行日から起算
して五年を経過する日」を「令和十二年三月
三十一日」に改める部分に限る。)並びに附
則第四十六条の規定 この法律の公布の日
二 附則第四十三条の規定 この法律の公布の
日又は雇用保険法等の一部を改正する法律
(令和六年法律第二十六号)の公布の日のい
ずれか遅い日

三 略

四 次に掲げる規定 令和七年四月一日

イ からホまで 略

エ 第十三条及び附則第十四条の規定

(雇用保険法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 第十三条の規定による改正後の雇用保
険法(次項において「新雇用保険法」という。)
第六十一条の十の規定は、第四号施行日以後に
同条第一項に規定する出生後休業を開始する者
について適用する。

2 新雇用保険法第六十一条の十二の規定は、第
四号施行日以後に同条第一項に規定する育児時
短就業を開始する者について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第四十五条 この法律(附則第一条第四号から第
六号までに掲げる規定については、当該規定。

以下この条において同じ。)の施行前にした行
為及び附則第十三条第一項の規定によりなお従
前の例によることとされる場合におけるこの法
律の施行後にした行為に対する罰則の適用につ
いては、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この
法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関す
る経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を目
途として、少子化の進展に対処するための子ど
も及び子育ての支援に関する施策の在り方につ
いて、加速化プラン実施施策の実施状況及びそ
の効果並びに前条第二項の観点を踏まえて検討
を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ず
るものとする。